学校問題解決のための手引

～家庭や地域と円滑な関係を築くために～

令和8年11月

千葉県教育委員会

はじめに

学校と保護者や地域住民等は、いずれも児童生徒一人一人の健やかな成長を支えていく教育上の重要なパートナーであり、学校としては、保護者や地域住民等と相互の信頼関係を構築し、連携・協働しながら、教育活動の一層の充実を図っていくことが重要です。

一方で、近年、家庭や地域から学校に寄せられる相談は多様化・複雑化しており、初期対応の在り方によっては、問題が深刻化する場合があります。その問題への対応に追われ、学校組織が疲弊し、肝心の児童生徒への指導に十分に力が注げなくなる事態は避けたいものです。そのような状態は、児童生徒はもとより、学校や家庭、地域にとっても望ましいものではありません。こうした事態を未然に防ぎ、円滑な学校運営に資するよう、本手引を作成しました。

本手引では、初期対応の適切な方法を示しています。学校問題が深刻化・複雑化する要因の多くは、この初期段階での不適切な対応にあります。初期対応が適切であれば、速やかに解決し、問題として顕在化しなかったと考えられる事例も少なくありません。機会を捉えて、管理職をはじめ教職員の皆さんで共通理解を深め、適切な対応を心掛けていただきたいと思います。

次に、本県で発生した事案を参考に、様々な学校問題に関する「事例」と、その際に望ましいと考えられる「対応例」を示しました。実際の問題対応の際に、役立てていただければと思います。

また、問題対応の参考となる「コラム」や「Ｑ＆Ａ」を掲載しました。「コラム」では学校運営に役立つ基本的な内容を取り上げ、「Ｑ＆Ａ」では、問題対応において相談の多い内容を整理しました。疑問が生じた際の手がかりとして活用していただければと思います。

本手引を身近に置き、保護者や地域住民等とよりよい関係を築いていただくとともに、問題対応の参考や校内研修の資料として活用していただき、学校における問題解決や未然防止の一助となれば幸いです。

千葉県教育委員会

目 次

はじめに
目次
1　学校問題発生時の基本的な対応方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１
初期対応・本対応・事後対応
コラム【保護者との面談】
コラム【接遇のマナー】
コラム【クレーム対応への基本的なスタンス】
2　具体的な事例
(1)いじめ対応①　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ６
具体的な事例・対応の問題点・適切な対応（例）
Ｑ１「年度途中にクラスを変えてほしいと要求された」
Ｑ２「面談でいじめ被害保護者から友人等の同席を求められた」
Ｑ３「落書き被害を受けたため、学級の子供の作品やアンケートを見せてほしい」
(2)いじめ対応②　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ８
具体的な事例・対応の問題点・適切な対応（例）
コラム【問題となりがちな教職員の言動】
Ｑ４「すぐに謝罪してもよいのか」
コラム【具体的ないじめの態様】
Ｑ５「いじめ重大事態への備えとしては」
Ｑ６「いじめ重大事態の定義とは」
Ｑ７「警察へ連絡することを迷う場合は」
コラム【いじめの解消】
(3)学校における事故への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１３
具体的な事例・対応の問題点・適切な対応（例）
Ｑ８「学校で怪我をした子供の保護者から金銭の要求をされた（賠償や補償）」
Ｑ９「面談の会話を録音させることは」
Ｑ１０「文書による回答を求められた」
Ｑ１１「長時間の訴えや限度を超えた行為、暴言がある」
(4)特別な配慮が必要な児童生徒への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１６
具体的な事例・対応の問題点・適切な対応（例）
Ｑ１２「合理的配慮に対応しなくてはならないのか」
コラム【合理的配慮の提供と基礎的環境の整備を行う場合】
(5)教職員の不適切な指導　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１９
具体的な事例・対応の問題点・適切な対応（例）
コラム【学校における保護者等の社会通念上許容される範囲を超えた言動とは】
Ｑ１３「学校としてできることとできないことの判断が難しい」
コラム【不適切な指導とは】

(6) 希死念慮がある生徒への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ２３
具体的な事例・適切な対応（例）
コラム【自殺が起きたときの遺族等への関わり】
Ｑ１４「自殺直前のサインとは」
(7) SNSによる生徒同士のトラブル　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２５
具体的な事例・対応の問題点・適切な対応（例）
Ｑ１５「ＳＮＳトラブルを未然に防ぐには」
Ｑ１６「ＳＮＳ等で暴力行為等が動画拡散されたら、どのように対応したらよいか」
Ｑ１７「被害側家庭と加害側家庭を対面させることはどうか」
(8) 性被害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２７
具体的な事例・適切な対応（例）
コラム【性的ディープフェイクについて】
Ｑ１８「被害者の支援について、具体的な支援内容が知りたい」
コラム【被害児童生徒への対応】
(9) 地域住民からの要望①　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２９
具体的な事例・対応の問題点・適切な対応（例）
コラム【騒音となる音量の基準】
(10) 地域住民からの要望②　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３０
具体的な事例・適切な対応（例）
Ｑ１９「生徒が下校中に自転車で一般の方の車と接触事故を起こした…」
コラム【損害賠償を請求されかねない事例】
関連通知（千葉県教育委員会）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３３
①生徒指導提要の改訂について（R4.12.13）　・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３３
②児童生徒の悩みやＳＯＳを積極的に捉える取組等の推進について（R5.11.24）・・・Ｐ３８
③高等学校の生徒指導における留意点について（R7.12.1）・・・・・・・・Ｐ４２
千葉県相談関係機関一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５５
関係法規･法令･資料一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５７

１　学校問題発生時の基本的な対応方法

≪初期対応≫

最初の電話・来校に対して

用件を確認　※傾聴・受容・共感を基本に
学校の代表として丁寧に、誰に対して、何を求めているのか聴き取る

担当が明確な場合
担当者へ引き継ぐ
担任・顧問等

担当が不在、又は不明確な場合
（１）メモを取り、内容を正確に記録
（２）折り返しこちらから連絡する旨を伝える
（氏名の確認、連絡方法、電話番号、アドレス等、どの程度時間を要するかの目安）
（３）担当者へ報告
担当不明確な場合は、管理職に相談し、担当者を決定

担当者による対応
（１）相手の気持ちに寄り添い、傾聴・受容・共感を基本に事実関係と主訴を把握
（２）話の内容を整理・確認・言語化して、事実と推測を整理
（３）内容の確認
「事実関係・主訴の要点」「保護者と思いを共有」「今後の対応予定」など

報告
（１）客観的事実をメモに整理
（２）主観的情報（応対者が抱いた直感や印象等）も含めた整理
（３）学年主任や分掌主任等に報告・相談した上で、教頭、副校長、校長などへ報告

≪本対応≫　「チーム学校」として体制を整える。

組織構成と役割分担　管理職のリーダーシップの下、事案に応じて弾力的に人員を決定する。誰が中心となり何に対応するか役割分担する。

＜分担例＞
- 電話での保護者との対応窓口　→　教頭
- 子供からの聴き取り、状況把握　→　担任、学年職員、生徒指導担当
- 子供の心のケア　→　教育相談担当、養護教諭　等
スクールカウンセラー（以下、ＳＣ）

事実確認・情報収集　子供からの聴き取りは、当人のみでなく関係者、周囲にいた者等から幅広く行う。

事案への対応の検討　事実確認の調査や聴き取りが終了次第、組織での対応を検討

○ 情報を基に、子供の問題状況・背景・要因等を確認し、方策を立てる。
- → 要望や苦情の趣旨、背景は何か。
- → 子供自身が望んでいる対応は何か。
- → 学校ができること、できないことは何か。
- → 学校は、何をどう改善し、誰にどのように指導するのか。
- → 保護者にどう説明し、理解を求めていくのか。
- → その対応は、他の子供や保護者にも理解されるのか。

○ 児童生徒安全課学校問題解決支援班、同班コーディネーターに相談する。

○ 他機関との連携、調整やスクールロイヤーの活用を検討する。

面談や電話での回答　保護者等の都合も考慮し、面談等の設定（時間、参加者、場所）を確認する。保護者等に伝える内容についても、組織で共有する。

□ **時間**　→ 保護者等や教職員の勤務時間に配慮し、目安時間を含め調整する。
※対応時間の目安　対面６０分・電話３０分

□ **参加者**　→ 保護者等との人数のバランスを考慮する。

□ **場所**　→ 面談しやすい環境、スペースに余裕のある部屋を選ぶ。

□ **役割分担**→ 説明者、回答者、記録者　等

＜ポイント＞
- 誠実な態度で接する。…　保護者とともに子供を大切に育てたい姿勢を伝える。また、困り感の共有を図る。
- 最善の方策とは何か。…　子供のためになるかどうかを基準として共に考える。
- 回答内容や想定Ｑ＆Ａを作成する。…　最悪の事態も想定して共通理解を図る。
- 保護者の訴えの背景にも留意する。
  →①「学校の受け止め方への不信感」、②「子供が見捨てられるのではないかという不安」、③「これまでの子育てを否定されたくない気持ち」等

※社会通念上許容される範囲を超えた言動については、児童生徒の教育環境と教職員の勤務環境を守る観点から、毅然とした対応を取ることが求められます。

≪事後対応≫

○ 一定の解決ができたとしても、すぐに対応終了とせず、再発防止の視点で、対応する。
- → その後の人間関係など、子供の状況の注視
- → 保護者との情報共有（現在の家庭での様子、保護者の意向など）
- → 管理職等の巡回などによる状況（授業、部活動等）把握
- → 組織的な教育相談体制の再確認
- → 管理職や担任による年度を越えた引継ぎ、情報共有
- → 管理職等による対応した教職員のフォロー

コラム【保護者との面談】

保護者との信頼関係を築くために、面談をすることは、大切である。その際、スムーズな話合いができるよう、場の設定や進め方など丁寧な対応が必要である。

①一人対一人で会う場合　②一人対二人で会う場合　③一人対多数で会う場合

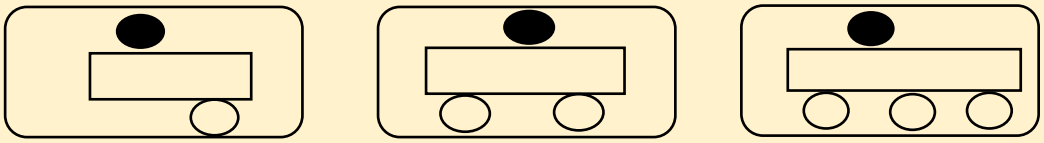

○…学校側　●…保護者等

※　お互いの視線が正面からぶつからないように工夫することで、緊張感や対立感が和らぎ、話しやすくなる。ただし、学校側からのいじめ事案等の説明や謝罪（教職員の不適切指導、学校施設設備の瑕疵による児童生徒の怪我）の場合には正対して誠意ある態度で臨むことが求められる。

※　突然の訪問に対しては、可能な限り複数人で対応する。

時間

①　想定した時間を超え、対応が長時間に及ぶ場合には、情報を整理してから後日改めて面談したい旨保護者に説明することも考えられる。

進め方

①　礼儀正しく誠実に対応し、傾聴を心掛ける。

まずは相手の話を聴き、学校からの説明は後回しにする。「相づち」「繰り返し」を活用し、相手を話しやすくしたり、冷静にさせたりする。相手の話を大事にしているという印象を与え、かつ、威圧感を与えない。

②　相談者の意図を的確に把握する。

相談者が求めていることは何か、背景にあるものは何なのかなど、その意図を把握する。『事実』と『推測』を整理しながら、正確な記録を残す。

③　相手の立場に立って、一緒に解決方法を考える。

困りごとや不安なことを丁寧に聴き取り、解決方法を一緒に考える。傾聴を心掛けることで、穏やかな会話になり、解決策を提示した場合に受け入れられやすくなる。保護者が希望を感じられるように「お子様の安全・安心と健やかな成長のために、学校と一緒に考えていきましょう。」など伝える。

④　対応を焦らない。

曖昧な回答や即答は避ける。特に、校長の判断が必要な案件は確認後に回答する旨を伝える。あわせて、学校として誠実に対応することを伝える。

コラム【接遇のマナー】～全教職員が社会人の基礎として身に付けられるように～

「メラビアンの法則」によると、他人からの情報伝達活動において、言葉は７％、話し方は３８％、見た目（服装・表情）は５５％の割合で情報が伝えられると言われ、最初の応対時の表情や言葉遣い、態度で学校の印象が決まることが多い。

そのため、教職員一人一人が基本的な接遇マナーを身に付けておくことは、必須である。現在、電話以外の方法（メールやアプリ等）で保護者とやり取りすることも増えてはいるが、直接話ができる電話での対応は、まだ欠かせない。

しかし、特に若手教員の中には、ＳＮＳ等の普及により採用までに他者と電話で通話する機会が少ない者も見受けられる。そのため、年度始めに研修等を実施し、学校組織全体の接遇マナーを高めることは、学校問題を未然に防ぐ一助となる。

①　電話マナーの基本

□ **電話を受ける**

- ３コール以内に受ける。それ以上の場合は「お待たせしました」と伝える。
- 丁寧に挨拶し、所属と氏名を伝える。
- 正しい言葉遣いを心掛け、はっきりと話す。
- 受け手が変わる場合は、相手を長く待たせない。たらい回しにしない。
- 話の内容は、メモを取り復唱して確認する。
- 相手が通話を終えたことを確認してから、受話器を置く。

□ **電話をかける**

- かける前に必要な書類等を手元に準備し、用件を事前にまとめておく。
- 所属と氏名を伝え、丁寧な挨拶をする。
- 「今、お時間よろしいですか」など相手の都合を確認してから用件に入る。
- 事前に準備した資料を基に、要点を押さえて説明を行う。
- 通話の終わりにも丁寧に挨拶し、相手が切ったことを確認してから受話器を置く。

②　来校者応対の基本

□ **応対のポイント**

- 来校者に気付いた際は、挨拶とともに声掛けし、応対する。
- 相手の立場に立って親切かつ丁寧に応対し、用件を伺う。
- 笑顔で接し、相手の不安を和らげる。
- 落ち着いて迅速に応対し、必要に応じて担当者へ取り次ぐ。

□ **担当者不在の場合**

- 来校者へお詫びと、担当者不在の旨を伝える。
- 不在者の状況（戻る予定の有無やその時間等）を明確に伝える。
- 来校者の氏名と用件を記録し、担当者へ確実に伝える。
- 後ほど担当者からの連絡が必要かどうかを確認する。

コラム【クレーム対応への基本的なスタンス】

どれほど丁寧に児童生徒への指導や保護者対応をしていても、クレームが完全になくなるわけではない。そのため、苦情や要望、意見の申出に対しては、誤解や対立を深刻化させないよう、冷静かつ適切に対応することが求められる。

【目標】クレームを拡大させない（感情的にさせない・ならない）

≪原則１≫　誠実に相手の立場に立って話を聴く

（共感・傾聴）相手の気持ちに寄り添い、事実関係と主訴を的確に把握する。

≪原則２≫　言い訳をしない

「でも…」「いや…」「そうではなくて…」等は、消極的な印象を与えるので控える。ただし、相手の主張に明らかな事実誤認がある場合には、毅然とした態度で事実を伝えることは必要である。

≪原則３≫　相手の感情を受け止めてから状況把握や説明に入る

話してくれたことへの謝意を伝え、相談者の不安や心配などの気持ちを尊重しながら、訴えの原因と要望を把握する。そのうえで、学校が理解した内容を相手と確認し、共通認識を持つ。

≪原則４≫　情報を共有して原因を把握し、今後の組織的な対応を検討する

（危機を減らすことができる・要望把握で解決への糸口が見つかる）

≪原則５≫　相手への現状のフィードバックは「迅速に」「こまめに」行う

その他

○窓口や電話に苦情が寄せられていることを、直接対応していない教職員も把握できる体制を整える。

○周囲に他の来校者がいないか、通話内容が聴き取られないかなど気を配り、不用意な情報漏洩を防止する。

○電話越しに、周囲の会話が相手に漏れ聞こえないよう注意する。

○電話応対中の職員がいる場合には、周囲の者がメモを取り、必要な資料を提供するなどのサポートも行う。

２　具体的な事例

(1)　いじめ対応①

具体的な事例

被害児童Ａは、加害児童Ｂ、Ｃ、Ｄから『たたかれる』『つねられる』『バカ』等の暴力行為や暴言を日常的に受け、嫌な思いをしており、そのことを母親に伝えた。児童Ａの母親は、学校で対応してほしい旨を担任へ連絡した。

次の日、担任は、一人で４人を同じ部屋に集めて話を聴き、暴力行為や暴言を確認した。その後、加害児童Ｂ、Ｃ、Ｄに被害児童Ａへ謝罪させた。その場では、お互いに納得したようであったため、そのまま下校させた。

放課後、被害児童Ａ宅へ連絡したところ、被害児童Ａの母親から「被害児童Ａは他の子がいて怖くて事実が伝えられなかったと言っている」「なぜ同じ場所で話を聞いたのか」「簡単な謝罪では済まないのではないか」「相手の保護者は知っているのか」と対応に不満を示した。担任は、時間が遅かったため、他の教職員へは相談せず退勤した。翌日、被害児童Ａの母親から担任に電話があり「被害児童Ａは怖くて登校できない」「加害児童の学級を変更するか、それができないのであれば、別室で学習させるようにしてほしい」と要望してきた。

対応の問題点

- ×　聴き取りや解決の仕方（担任一人で同室での聴き取り、拙速な謝罪の場の設定）
- ×　教職員同士での情報共有の在り方（組織的対応の欠如）
- ×　保護者への迅速かつ詳細な連絡

適切な対応（例）（参考「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」こども家庭庁・文部科学省）

被害児童Ａへの聴き取りのポイント

・不安や恐怖心を煽らないよう、加害児童や他の児童の目が一切ない別室で、安心できる環境を確保し、聴き取りを行う。
・辛い気持ちを最後まで焦らずに聴き、「勇気を出して話してくれてありがとう」「あなたは悪くない、学校として全力で守り支援する」という強い姿勢を伝える。
・「いつ」「どこで」「誰から」「何をされたか」を、児童のペースに合わせて丁寧に事実確認をする。
・その場で話を聴くことができない事情がある場合は、話を聴く日時を約束する。担任以外の教職員（養護教諭等）が対応するなど、児童生徒が安心して話ができるよう環境調整することも重要である。

加害児童Ｂ・Ｃ・Ｄへの聴き取りのポイント

・児童同士で口裏を合わせたり、集団心理で言い訳をしたりすることを防ぐため、１人ずつ別々の教員が同時に行う。
・感情的に攻め立てるのではなく、被害児童の訴えをもとに「たたいたか」「つねったか」「どのような言葉をかけたか」を具体的に問い、事実確認をする。
・日常化していた理由や、それぞれの児童の役割（主導、同調など）を把握し、ストレスや人間関係のゆがみなど背景にある課題を探る。

・「相手がどう感じていたか」「もし自分がされたらどう思うか」を考えさせ、自身の行為がいじめ（人権侵害）であるという重大性に気付かせる。

聴き取り後の対応と今後のアプローチ

・被害児童Ａの母親の学校に対する不信感を払しょくしていくことや被害児童の学習保障をどのようにしていくのか、学校が組織として対応していくことが必要である。
・「学校いじめ対策委員会」を開催し、担任一人での対応を止め、管理職、学年主任、生徒指導主事、ＳＣ等による組織対応へ切り替える。
・本事案は、被害児童が怖くて登校できないと発言しており、「いじめ重大事態」に該当する可能性があるため、速やかに教育委員会へ報告する。

○加害児童Ｂ・Ｃ・Ｄおよび保護者への対応

・学校で確認された「日常的な暴力・暴言」の事実を各保護者へ正確に伝え、被害児童Ａの安全確保に努める。
・家庭でも事の重大性を指導してもらうよう協力を求める。
・単発の謝罪で終わらせず、加害児童が学校生活の中で被害児童に近づかないよう、休み時間や登下校の教職員による見守り（監視・指導体制）を徹底する。
・加害児童個々の課題に応じた個別指導やＳＣによるカウンセリングを継続する。
・それでも繰り返し暴力行為や暴言が認められる場合には、学校教育法第３５条、いじめ防止対策推進法第２６条に基づき、その保護者に対して、児童の出席停止を命じる措置を検討する。

○被害児童ＡおよびＡ保護者への対応

・校長や管理職が同席の上、保護者に対して「配慮を欠いた聴き取り（同室での面談）を行い、恐怖心を与えてしまったこと」等誠実に謝罪する。
・Ａ保護者からの要望を踏まえて、「別室での学習」を検討するほか、オンライン学習、ＳＣとの面談、教室内での加害側と座席を離すなど、可能な限り、安全配慮に努める。
・加害児童の保護者に事実を伝え、適切な指導を行うとともに、休み時間や登下校時における教職員の見守り・指導体制を徹底し、被害児童Ａの安全確保に努めることを約束し、信頼回復に努める。
・ただし、加害児童の転校や学級変更などを要望してきた場合には、教育委員会に相談するとともに、必要に応じて、スクールロイヤーの活用も検討する。

Ｑ１ 年度途中にクラスを変えてほしいと要求された

Ａ　いじめの被害を受けると、被害者と加害者とが同じクラスにいるため、クラスを変えてほしいとの要望は起こり得る。クラスを変更することは、文部科学省から通知された「ＣＯＣＯＬＯプラン」（令和５年３月３１日付）でも、学校の目指す姿として示されており、年度途中であっても可能ではあるが、子供の現在の状況や中長期的な視点も含めて管理職を中心に、慎重に被害側保護者と協議し、判断していくことが必要である。なお、当該児童生徒以外の保護者への説明なども必要である。

Ｑ２　面談でいじめ被害保護者から、保護者の友人、支援団体などの同席を求められた

Ａ　まず、同席を求める理由や目的について保護者に確認し、学校として判断する。

保護者の友人や支援団体の方は、第三者であるため、個人情報保護の観点などから、案件によっては同席を認めない場合もある。

同席を認める場合には、守秘義務などのルールを事前に確認し、合意を得た上で実施する。

Ｑ３　子供が落書き被害を受けたため、筆跡鑑定をしたいので、学級の児童の作品を提供してほしい、聴き取りしたアンケートを見せてほしいと要望があった

Ａ　どちらも個人情報に該当するため、提供したり見せたりすることはできない。当該児童以外の情報を第三者へ提供することは認められない。学校としては、被害児童のサポートを適切に行うとともに、アンケートに気になる記載があれば、学校として指導することを説明し、理解を得ることが大切である。

（２）いじめ対応②

具体的な事例

生徒Ａから、生徒Ｂに「ものを隠される」「金品を要求される」「ＳＮＳで悪口を書かれる」等の被害の訴えが担任にあった。

担任は、生徒指導担当に伝え、二人で生徒Ａと生徒Ｂに別々に聴き取りを行った。

生徒Ａは、具体的な被害を訴えたものの、生徒Ｂは、その行為を認めなかった。そのため、担任と生徒指導担当は「お前がやったのだろう」「本当のことを言いなさい」「Ａはお前にやられたと言っている」等、生徒Ｂを追及したところ、生徒Ｂは、行為を認め生徒Ａへ謝罪した。

その放課後、生徒Ｂの保護者は、「一方的に加害者であると決めつけられた」「教員に自白を強要された」「やってないのに謝罪させられ納得がいかない」「子供は傷ついている」等、対応への不満が述べられ、「もう学校のことは信用できないから、法的な手段で訴える。」と主張した。

対応の問題点

- ×　いじめとしての組織的対応
- ×　聴き取りの仕方（決めつけ、威圧的・断定的と受け取られかねない言動）
- ×　解決の仕方（拙速な謝罪の場の設定）

適切な対応（例）

１　初期対応と事実確認（聴き取り）における改善策

・客観的証拠に基づく慎重な事実確認：加害を疑われる生徒Ｂが行為を否認している場合であっても、学校は事実解明を諦めることなく、本人や関係生徒への聴き

取り、記録の確認などを通じて客観的な事実の把握に努める必要がある。その際、双方を対峙させたり、「お前がやったのだろう」などと決めつけて激しく追及したり、自白を強要したりすることは、虚偽の自白を招くおそれがあるだけでなく、生徒に強い心理的負担やトラウマを与える可能性がある。客観的な証拠や状況を一つずつ丁寧に確認し、多角的な情報を総合して判断することが重要である。

・情報収集と客観的な裏付け：悪口や金品の要求などの事実関係を明確にするため、第三者（他の生徒）からの聴き取りやＳＮＳの記録確認など、客観的な証拠を集めた上で指導に当たる必要がある。

・生活アンケート結果や教育相談記録の再確認：これまでに実施したいじめアンケートや教育相談の結果を複数の職員で再度確認する。

２　生徒に対する指導の在り方

・いじめの認識と被害生徒の安全確保：生徒Ａは具体的な被害を訴えており、まずは被害生徒の心身の安全と安心を確保することを優先にする。

・教員の姿勢：教師は、「審判」として白黒をつけて謝罪させることだけを目的とするのではなく、「なぜそのような行為をしたのか」「相手がどれほど傷ついているのか」など、内省を促し、再発防止に向け、毅然とした指導を行う必要がある。

３　保護者への対応と連携

・組織的な対応と誠実な説明：生徒指導担当と担任の２人だけで対応するのではなく、事前に管理職へ報告し、連携して対応する必要があった。

・一方的な決めつけの回避：聴き取りの段階から保護者に経過を丁寧に伝え、学校側が調査中であることを共有しておく必要があった。生徒Ｂが行為を否定している段階で「加害者」と決めつけて謝罪させたことは、生徒Ｂの保護者が不信感を抱く最大の原因となっている。保護者と対立するのではなく、生徒Ｂの心情にも寄り添いながら事実究明に努めることが必要である。

４　万が一トラブルが起きた（保護者が不満を抱いた）場合の緊急対応

・傾聴と謝罪：保護者の「教員への不信感」「教育委員会や弁護士に相談する」という主張に対し、まずは「一方的に決めつけられた」という保護者の思いを真摯に傾聴し、初期対応に配慮が欠けていた点については誠実に謝罪する必要がある。

・組織的・客観的な調査の約束：校内での調査に限界がある場合には、ＳＣの介入や場合によっては外部の第三者を交えた調査を行う旨を伝え、学校が隠蔽や強要をしない公平な組織であることを示し、信頼回復を図る。

コラム【問題となりがちな教職員の言動】

教職員の不用意な一言により、これまで築いてきた児童生徒や保護者との信頼関係が損なわれることは少なくなく、一度失われた関係を再度構築することは容易ではない。そのため、日頃から言動については、細心の注意を払う必要がある。

× 相手の言葉を遮り、学校側の言い分を伝える。

「そうおっしゃいますが」「それはですね」「そうではなく」

☞ まずは傾聴し、保護者の話を十分に聴くことが大切である。その後で学校側の意見を伝える。

× 塾や学童保育等、学校外で起こったことには対応できないと断る。

☞ 学校外であっても教育上必要なことは、指導する。特にいじめについては、対応が必要である。（ＳＮＳトラブルも含む）

× トラブルは、自分たちで解決するよう指導する。

☞ 教職員による見守り、解決への支援は必要であり、子供に任せきりにしない。

× 事務的な対応となり、誠意がないと感じさせる。

問題を起こされ、学校が困っているような雰囲気を感じさせてしまう。。

☞ 相手に寄り添った言動を心掛ける。

× 相手や他の職員、子供に責任転嫁して消極的な対応をする。

「地域が悪い」「あの子の家庭には困っている」等、他者に責任を向けさせる。

☞ まずは、話を受け止めることが大切である。

× 決めつけて話をしてしまう。

「不登校なのでＣ評価です」「障害があるかもしれないので、検査を受けてください」などと、十分な検討もせずに伝えてしまう。保護者は心配が増したり、一方的な評価や決めつけをされたと感じたりして、学校への不信感につながる場合がある。そのため、保護者の捉えている子供の姿や心配事を丁寧に聴き取り、学校と保護者が共通理解を得られるよう配慮しながら情報を伝えていくことが重要である。

Ｑ４ すぐに謝罪してもよいのか

Ａ　心理的事実（不愉快な気持ちを起こさせたこと、子供を悲しませたこと等）については、道義的責任として謝罪するものであり、損害賠償などの法的責任を負うものではない場合であっても、心理的事実に配慮し、道義的に、その時々の状況に応じて対応することが重要である。

このような道義的な謝罪は、その後の保護者とのコミュニケーションを円滑にする効果も期待される。

あわせて、今後は客観的事実について丁寧に確認していく旨を、伝えることが求められる。

コラム【具体的ないじめの態様】

児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、**１回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知**して適切に対応する必要がある。

○ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
○ 仲間外れ、集団による無視をされる。
○ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
○ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
○ 金品をたかられる。
○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
○ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
○ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　等

（参考　「千葉県いじめ防止基本方針」千葉県・千葉市教育委員会）

本人や関係者からの聴き取りと記録に当たっては、次の点に留意する。

○ 事実を正確に把握し、時系列を追って記録することが重要である。
非行事実の有無や指導内容によっては、後日トラブルとなる可能性もあるため、客観的な記録が不可欠である。

○ 記録に基づき、的確な指導を行う。
その際、行為の背景や子供の置かれた状況を踏まえ、行動の意味を丁寧に読み取ることが重要である。行為の背景を明らかにしないまま指導を行うと、かえってマイナスに働く場合がある。

○ 発達に課題がある場合や、保護者の監護力に問題がある場合には、関係機関と連携する。
必要に応じて支援体制を整え、学校だけで抱え込まないことが重要である。

○ 被害者の思いや願いを見落とさないように注意する。
特に、いじめに該当する可能性がある場合には、いじめ防止対策推進法の視点に立ち、適切に対応することが不可欠である。

Ｑ５ いじめ重大事態への備えとしては

Ａ　重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要であり、推測や感想のような記述が含まれると事実の検証が困難となる。そのため、「確認できた事項」と「確認できなかった事項」を区別し、いわゆる「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記された記録が望ましい。また、日頃の学校教育活動の中で作成・取得したメモ等についても、そのまま保管するのではなく、各学校、又は設置者が定める文書管理規則等に基づき、適切に管理する必要がある。そのため、様々な情報を

効率的に記録・保存するためのフォーマットを作成するなど、仕組みを整えておくことが望ましい。（参考「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」文部科学省）

Q６ いじめ重大事態の定義とは

A　いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第１号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第２号）の２つとされている。

重大事態とは、事実関係が確定した段階ではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、又は「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を指す。この時点から速やかに対応を開始することが重要である。

（参考「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」文部科学省）

Q７ 警察へ連絡することを迷う場合は

A　事案によって、学校のみで対応すべきか判断に迷う場合がある。その際には、教育委員会へ相談した上で、必要に応じて、警察を含めた外部機関に通報等を行うとよい。

なお、いじめ事案のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について、警察への適切な相談・通報を行わないことは、不適切な対応として懲戒処分の対象となり得るほか、訴訟に発展した場合には責任を問われる可能性もある。このため、学校には状況に応じた的確な対応が求められている。

（参考「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」文部科学省）

コラム【いじめの解消】

いじめ防止対策推進法では、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**」と定義されている。

各学校において、様々な対応が行われているが、特に留意すべきことは、当事者同士が謝罪や反省をしただけで、いじめが解消したと判断してはならないということである。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも**（１）いじめの行為が止んでいること（少なくとも３か月間）、（２）被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと、**を満たしている必要がある。

ただし、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発することは十分にあり得るので、当該いじめに関わった子供たちについて日常的に注意深く観察する必要がある。

（参考「いじめ問題に対する取組」文部科学省ＨＰ）

（3）学校における事故への対応

具体的な事例

児童Ａと児童Ｂが休み時間に遊んでいたところ、誤って児童Ａの指が児童Ｂの右目にぶつかり、児童Ｂは、右目に痛みを感じた。児童Ｂは、教室に戻り担任に右目の痛みを報告した。担任は、児童Ｂの右目の様子を見て「特に異常はなさそうなので、そのまま様子を見ましょう」と判断し、児童Ｂをそのまま学習させた。その後、児童Ｂから担任に痛みの訴えがなかったため、担任は、右目の状態を確認せずに下校させた。担任は、軽い怪我と判断し、保護者に連絡をしなかった。

放課後、帰宅した児童Ｂは、保護者に右目の痛みを訴えた。児童Ｂは保護者と病院を受診したところ、視力の低下が見られる症状であると診断を受けた。

次の日、児童Ｂの保護者から担任に連絡があり「子供同士のトラブルで怪我をしたのに、学校から連絡がないのはどうしてか」「学校で怪我をしているのに、一切対応がなかったため、視力の低下を招いたのではないか」「児童Ａに賠償を求める、若しくは学校に賠償を求める」との訴えがあった。そこで初めて担任は、本件を学年主任に報告し、その後管理職へ報告された。

対応の問題点

- ×　初期対応（怪我の判断、情報共有、頭部の怪我の危険認識）
- ×　状況の聴き取り（相手がいる場合は特に注意）
- ×　保護者への迅速かつ詳細な連絡

適切な対応（例）

○ **怪我の確認**

→ 担任は、怪我を把握した時点で、速やかに保健室（養護教諭）に連絡し、状況確認と応急処置を依頼する。状況に応じて、教職員が保健室に連れていく。

→ 養護教諭は、首から上の怪我であるため、管理職とともに状態を確認する。

→ 安易な判断をせず、最悪の事態を想定し、速やかに保護者連絡や病院受診を判断する。症状によっては、ためらわずに救急車を要請する。

○ **状況の確認**

→ 故意でなくとも子供同士の事故であるため、状況の聴き取りを行う。

○ **保護者への連絡**

→ 首から上の怪我であるため、事故発覚後速やかに児童Ｂ保護者へ連絡する。

→ 怪我の状況を伝え、来校してもらい、病院受診を勧めるなどの対応をする。

→ 医療機関の受診の判断は、保護者の同意を得て行うことが望ましい。

→ 受診の際は、日本スポーツ振興センターの手続きが必要となるため、医療機関での受付や支払い方法について説明する。

○ **賠償の請求に対して**

→ 学校管理下での怪我は、日本スポーツ振興センターで対応できることについて、丁寧に説明し、理解を得る。

→ 学校に安全配慮義務違反がある場合は、学校設置者（教育委員会）が賠償責任を負うことがある。

Ｑ８ 学校で怪我をした子供の保護者から金銭を要求された（賠償や補償）

Ａ　被害生徒保護者から加害生徒保護者への賠償請求については、学校は仲裁することはできないことを明確にする。学校は保護者間の連絡を仲介するに留め、加害生徒保護者からどう対応すべきか相談された場合は、専門家への相談を勧めるとよい。また、一方に不正確な情報が伝わり、事態が複雑化することも少なくないため、学校が事故関係の事実を伝える際には、双方に同じ情報を提供することが求められる。

学校設置者（教育委員会）に対する賠償請求については、法令や裁判例等を踏まえて対応する必要があるため、被害生徒や保護者の心情に配慮しつつ、事実関係を調査した上で回答する旨を伝えるとともに、スクールロイヤーや教育委員会と連携して対応することが重要である。

Ｑ９　面談の会話を録音させることは

Ａ　面談の際に、保護者等から「録音させてほしい」と要望があることも少なくない。校内での録音を許可するか否かは、基本的に学校側の裁量であり、断っても法的に問題はない。教職員には守秘義務（地方公務員法第３４条）があるため、公表される可能性がある録音は断ることができる。

ただし、相手方が録音すること自体は「記録」であり、録音したからといって直ちに漏洩につながるものではないことから、守秘義務だけを根拠に録音禁止を正当化するのは法理として少し弱いとされており、必要に迫られた場合には認める。

なお、学校が記録として録音する場合は、事前に相手に了承を得ることが望ましい。

Ｑ１０　文書による回答を求められた

Ａ　謝罪文や念書などの書面の作成を求められた場合には、教育委員会に相談するなどして、書面で回答するかどうかも含めて慎重に検討する必要がある。

ただし、いじめ等への対応策として、学校が今後の改善方策や対応方針を示す目的で文書を作成する場合や、同様の要求が繰り返される場合には、記録性や説明責任の観点から、書面作成を検討することも考えられる。

なお、書面を作成するに当たっては、内容が法的な意味を持つ可能性もあるため、スクールロイヤーの助言を受けるなど、専門的な支援の活用も併せて検討することが望ましい。

Ｑ１１　長時間の主張や限度を超えた行為、暴言がある

Ａ　毎日のように長時間相手の話を聴くことが誠意であるとは限らない。限られた時間の中でポイントを押さえて話を聴くことが大切である。何度も同じ主張が繰り返され、丁寧な回答をしても、堂々巡りの状況が長く続くことが予想される場合には、あらかじめ面談の時間を設定し、時間の区切りを明確にしておくことが望ましい。例えば、対面であれば「６０分」、電話であれば「３０分」を目安とする。

また、面談中に暴言や暴力行為、脅迫的な言動が見られた場合には、「このようなことが繰り返されるのであれば、話を続けることはできません」と毅然と伝え、目安時間にかかわらず、対応を終了することや状況に応じて警察への相談も検討する。

（4）特別な配慮が必要な児童生徒への対応

具体的な事例

特別な配慮が必要な生徒が、医療機関での診断を受けていない状況にある。

小中学校では、通常学級に在籍し、様々な配慮を受けながら学習してきた。

高校に入学するに当たり、保護者は、学校と面談し、配慮してほしいことを要望として伝えた。学校は、具体的な配慮の合意形成を図ることなく、要望について十分な協議を行わないまま対応を開始した。

しかし、直接面談した教職員は、生徒の状況を理解していたが、他の教職員は理解が不足しており、徐々に対応が曖昧となっていった。

その後、保護者の要望は、次第にエスカレートしていき、学校として対応が過重となり、希望どおりの配慮ができなくなってきた。そのため、保護者は、合理的配慮がなされていないと学校に不満を訴えた。

対応の問題点

- × 申出された合理的配慮の合意形成の仕方
- × 教職員同士での情報共有の在り方
- × エスカレートしていく要望への組織的対応と外部機関との連携

適切な対応（例）

○ **面談による教育歴の把握と校内での共通理解（入学前もしくは入学後速やかに）**

→ 入学前の学校や家庭での様子を確認する。特別な配慮を受けていたか、在籍は通常学級か特別支援学級か、服薬はあるか等確認する。

→ 進学前の学校と連携を図り、個別の教育支援計画等を活用し情報共有する。

○ **合理的配慮の申出を基にした合意形成**

→ 合理的配慮が必要であることを正式に申し出てもらう。

→ 校内特別支援教育コーディネーターを中心に、保護者等との面談を実施し、合理的配慮の提供内容等の合意形成を図る。

→ 合理的配慮の内容や教育的支援は、各学校や市町村教育委員会によって違いがあること、また、提供の可否について丁寧に説明する。

→ 提供した配慮は、定期的に子供に適しているか評価・見直し、必要に応じて修正していく。

○ **教職員の共通理解**

→ 合意形成がされた配慮については、教職員で共通理解を図る。

○ **個別の教育支援計画の作成**

→ 保護者と合意の上、個別の教育支援計画を作成し、合理的配慮の内容を明記する。

→ 対応を継続しながら、定期的に面談を実施し、対応を見直していく。

○　**専門家のアセスメント**

→　保護者との関係を築いたうえで、状況が改善されない場合には、関係機関につなぎ、子供の障害特性や何に困っているのか、行動観察や検査等により分析してもらい、対応方法を教示してもらう。

→　医師の診察や検査を勧める場合は、子供や保護者の意思を尊重する。診断を受けた後の、学校生活の変化や具体的な支援について、どんな不安や困り感があるのか聴き取り、丁寧に説明する。

Ｑ１２　「合理的配慮」に対応しなくてはならないのか

Ａ　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が、平成２８年４月１日に施行され、**合理的配慮の提供は義務化された**。これは、公立学校にも適用される。

「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律　第７条第２項）

コラム【合理的配慮の提供と基礎的環境の整備を行う場合】

学校における合理的配慮は、障害のある子供等が他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享受・行使するために不可欠である。学校が留意すべき点として、どのようなことが考えられるか。

１　本人の意向を尊重し、「建設的な対話」を行うこと

学校側の判断だけで配慮を決めるのではなく、子供本人や保護者と話合いを重ねることが重要である。その際、子供の困り感や希望を丁寧に聴き取り、合意形成を図ることが大切である。

具体例：読み書きに困難（ディスレクシア）がある児童生徒に対し、タブレット端末の使用について申し出があった場合には、どのような活用方法や効果が考えられるかを保護者と相談する。また、一人だけタブレットを活用することに対し、本人が「周りの目が気になるため、まずは拡大教科書やプリントの漢字にルビを振る対応から始めたい」と希望する場合には、その意向を尊重し、段階的に配慮を調整していく。

２　学校の負担を理由に「合理的配慮の提供と基礎的環境整備」への対応を単に「できない」と断るのではなく、実現可能な方法を模索すること

合理的配慮を求める申請の内容によっては、学校の人事的な体制や物理的な環境調整等、財政上、すぐに対応することが難しい場合もある。その場合においても、ゼロ回答にせず、学校と教育委員会が協議しながら、保護者と支援の方針について合意形成に向けた教育相談を実施する。

具体例：注意欠陥・多動性障害（ＡＤＨＤ）があり教室で集中できない生徒に対し、「常に専任の補助教員をクラスに一人配置すること」は、学校体制として難しいこともある。そのため、現実的な手立てとして「教室の最前列の席にし、視界に余計なものが入らないよう仕切りを設置する」等で対応するケースもある。

３　教育の目的や本質を歪めないこと

合理的配慮は、学習の「目標や基準（教育の本質）」を下げるものではなく、目標に到達するための「手段」を工夫するものである。また、能力を正当に発揮できる環境を整えることである。

具体例：自閉スペクトラム症（ＡＳＤ）の特性により、大勢の前での口頭発表（スピーチ）に強い不安を感じる生徒もいる。「発表の課題自体を免除する（評価しない）」のではなく、教育の本質（自分の考えを表現する能力の育成）を維持したまま、「放課後に教員の前だけで発表する」、あるいは「事前に録音・録画した動画を教員に提供する」、「パソコンで文字入力したものを音声で流す」、「仮想空間（メタバース）内でアバターとして発表する」などの手段を認めて評価するケースもある。

（5）教職員の不適切な指導

具体的な事例

外部指導者と顧問教諭とで、部活動指導に当たっていた。外部指導者は、その競技のベテランだが、子供に指導することが初めてであり、子供たちの発達段階や個々の力量を考慮することなく、厳しい指導を繰り返していた。顧問教諭も気になってはいたが、改善できなかった。

部員Ａは、外部指導者からの厳しい指導に耐えられず、部活動に参加できない旨、顧問教諭に伝えた。顧問教諭は、部員Ａから外部指導者を非難する言動があったため「指導してくださっているのに失礼だ」と厳しく指導し、部員Ａを一人残して部活動指導へ戻った。

対応の問題点

- × 外部指導者への事前研修の不足
- × 顧問教諭と外部指導者との対話不足
- × 顧問教諭の部員への適切な対応（生徒のＳＯＳの見落とし、高圧的な二重指導）

適切な対応（例）

1　部員Ａへの初期対応の改善

・共感と傾聴の徹底：非難の言葉の裏にある「辛さ」や「恐怖」をまずはそのまま受け止める。

・安全の確保：部活動への参加を無理に促さず、まずは休養などの選択肢を提示する。

・孤立の防止：生徒を一人で放置せず、学年主任や養護教諭と連携して見守る体制を作る。

2　外部指導者と連携・管理の改善

・発達段階の共有：子供への指導が初めてであることを考慮し、年齢に応じた適切な負荷や言葉遣いについての事前研修を行う。

・指導方針の明確化：技術面での具体的な指示を伴う指導をするよう、顧問と指導者で事前に協議する。

・モニタリングと介入：不適切な指導（暴言や無理な要求）が見られた際は、顧問教諭がその場で毅然と制止する。

3　組織的な対応体制の構築

・管理職への報告：事態を抱え込まず、校長や教頭に迅速に報告して組織として対応する。

・相談窓口の周知：部員全員に対して、ハラスメントや悩みがある場合の相談ルートを明確にする。

コラム【学校における保護者等の社会通念上許容される範囲を超えた言動とは】

「はじめに」でも述べたとおり、保護者や地域住民等は児童生徒等の成長を支えるパートナーであり、良好な関係を築き、連携・協働していくことが重要です。学校に寄せられる意見、要望、相談等について、学校設置者や学校として真摯に向き合い、教育活動の充実・改善に生かしていく必要があります。

一方で、社会通念上許容される範囲を超えた言動については、児童生徒等の教育環境と教職員の勤務環境を守る観点から、毅然とした対応を取ることが求められます。暴行や脅迫だけでなく、要求の内容、手段・態様などに照らしてハラスメント行為になるものがあります。

１　対象となる言動の定義（「カスタマーハラスメント防止指針」厚生労働省）

●学校等において行われる

・保護者や地域住民等の言動

・教職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの

・教職員の就業環境が害されるもの

２　対象となる言動の判断基準

【ポイント　その１】

●保護者や地域住民等の言動が社会通念上許容される範囲を超えるかどうか

・言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、当該言動の態様・頻度・継続性、教職員の心身の状況、当該言動の行為者との関係性などに着目し、総合的に「社会通念上許容される範囲を超えるか」を判断する必要があります。その際、社会通念上許容される範囲を超えるかどうかの判断に当たっては、学校設置者又は教職員の側の不適切な対応が当該言動の原因や背景となっている場合があることにも留意する必要があります。その場合、不適切な対応への謝罪と過度な要求を分けて考えることが重要であり、解決が困難な場合には、スクールロイヤーの活用を検討します。

社会通念上許容される範囲を超えた言動の典型的な例としては、以下のものがありますが、個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、また、以下に掲げるものは限定列挙ではないことに十分留意し、広く相談に対応するなど、適切な対応を行うようにすることが必要です。

●社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

（１）そもそも要求に理由がない又は学校における教育活動と全く関係のない要求

・性的な要求をすること

・教職員の家庭や私生活に関する要求をすること

（２）学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの

・児童生徒等の学校外での行動や公園での遊び方等に対する監視を要求すること

・明らかに学校の責務とは言えない要求をすること

（３）対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求

・修学旅行の費用について、不合理な減額や免除を求めること

・クラス替え※や担任の変更・退職を求めること

※いじめが背景にある場合には、事実確認をしたうえ、適切に対応することが必要です。

（４）相当性を欠く賠償要求
・学校における教育活動と無関係である不当な賠償請求をすること
（５）身体的な攻撃（暴行・傷害等）
・殴る、蹴る、叩く等の暴行を行うこと
・物を投げつけること
・わざとぶつかること
・つばを吐きかけること
（６）精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
・教職員を脅迫すること（例：「ＳＮＳ上に悪評を投稿する」「自宅に行く」等）
・ＳＮＳ等へ教職員のプライバシーに係る情報の投稿等をすること
・教職員を無断で撮影、録画、録音すること
（７）威圧的な言動
・大きな声をあげて教職員や周囲を威嚇・威圧すること
・声を荒らげ、執拗に責め立て、高圧的に自らの要求を主張すること
（８）継続的、執拗な言動
・何度も電話し要求を繰り返したり、家庭訪問を何度も要求したりすること
・同様の質問を執拗に繰り返し、文書等での回答を要求すること
・同様の電子メール等を執拗に繰り返し送り付けること
・勤務時間外や教職員の自宅を訪れての謝罪等を強要すること
（９）拘束的な言動
・長時間にわたる校内での居座りにより、教職員の業務を妨げること
・頻繁に長時間の電話を掛けて教職員を拘束すること
・校内施設からの不退去や不当な居座りをすること

【ポイント　その２】
●教職員の就業環境が害されるかどうか
・この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当です。
　なお、当該言動の頻度や継続性は考慮するものの、強い身体的又は精神的苦痛を与える態様の言動の場合は、１回の言動でも、当該教職員が就業する上で看過できない程度の支障が生じ、就業環境を害する場合があり得ることに留意が必要です。
（参考「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン」文部科学省）

Ｑ１３　学校としてできることとできないことの判断が難しい

A　保護者から様々な要求を受けた際には、学校としてどこまで対応できるのか、また、どこまでが対応できないことなのかの判断に迷うこともあり得る。

そのため、あらかじめ学校として対応基準を設けておくことが大切である。対応できない要求に対しては、毅然とした姿勢で臨むことが必要であるが、同時にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めることも大切である。相手が何を求めているのかを正確に把握し、それに対して学校ができることは何かを明確に示すことである。

≪判断のポイント≫

① 法律的な義務があるのか。
② 事実上・道徳上の義務があるのか。
③ 義務ではないが、子供のためになるのか。
→ 子供本人の努力だけではどうしても克服できず、個別の配慮を要する問題であるか。（合理的な配慮の申請はあるか。）
→ 「子供のため」というより、保護者自身の不安や怒りの感情の解消のために要求しているのではないか。（その感情を解きほぐすことに視点を置く）
→ 子供自身がそのことを望んでいるかどうか。
→ その要求が、将来を見通して本当に子供のためになるのか。
→ 実際に学校独自に対応できる範囲内の要求であるかどうか。
→ 同様の事態に同じ対応ができるか、継続性はあるか。

コラム【不適切な指導とは】

不適切な指導とは、児童生徒の人格や人権を侵害し、その発達を損なう指導である。体罰はもとより、暴言や威圧的言動、過度な叱責、羞恥心を与える行為なども含まれ、教育的配慮を欠くものは許されない。児童生徒の尊重と安全・安心を前提とした適切な指導が求められる。

「不適切な指導と考えられ得る例」

- 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- 児童生徒の話を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- 殊更に他の児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所・状況で指導する。
- 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

（参考「生徒指導提要」文部科学省）

（6）希死念慮がある生徒への対応

具体的な事例

担任は、生徒の首に赤い線状のあざを見つけた。生徒に聞いたところ「ロープで自分の首を絞めた」「死にたいと思うことがある」「保護者には絶対に伝えないでほしい」と話した。

適切な対応（例）（参考「『教師が知っておきたい子供の自殺予防』のマニュアル」文部科学省）

○　**TALKの原則をもとにした会話**

（1）**Tell** ： **言葉に出して心配していることを伝える。**

→　「死にたいくらいつらいことがあるのね。あなたのことがとても心配です。」

（2）**Ask** ：**「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。**
（アセスメントも含む）

→　「どんなときに死にたいと思ってしまうの？」「どうやってとか、いつとか考えたりする？」

（3）**Listen** ： **絶望的な気持ちを傾聴する。**

→　死を思うほどの深刻な問題を抱えた子供に対しては、子供の考えや行動を良し悪しで判断するのではなく、そうならざるを得なかった、それしか思いつかなかった状況を理解しようとすることが必要である。そうすることで、子供との信頼関係も強まる。徹底的に聴き役にまわるならば、自殺について話すことは、危険ではなく、予防の第一歩になる。これまでに家族や友だちと信頼関係を持てなかったという経験があるために、助けを求めたいのに、救いの手を避けようとしたり、拒否したりと矛盾した態度や感情を表す子供もいる。不信感が根底にあることが多いので、そういった言動に振り回されて、一喜一憂しないようにすることも大切である。

（4）**Keep safe** ： **安全を確保する。**

→　危険と判断したら、まず一人にしないで寄り添い、他の教職員等からも適切な援助を求めるようにする。

→　「明日もお話を聞かせてね」等、次の相談や支援につなぐ。

○　**教師一人で抱え込まない**

→　子供から「秘密にしてほしい」などと訴えられても、必ず組織で共有する。「秘密」にしたい背景は何かを聞く。何が心配なのか、周りに伝えたら何が起こると思うのか（「心配をかけたくない」「怒られる」「見捨てられる 」等）本人が心配していることを聴けるとよい。

→　子供の気持ちを尊重しながらも、保護者への伝え方を組織で検討する。

→　家庭での見守りについて、保護者の協力を得る。

→　子供が個別に相談したいと訴えてきたとしても、管理職の許可なくＳＮＳで直接連絡を取ることは厳禁である。また、教員が対応できないときの相談先（外部機関やＳＮＳ相談など）も伝えておくとよい。

コラム【自殺が起きたときの遺族等への関わり】

何よりも大切なことは、子供を亡くした遺族に心からの弔意を示し、遺族の意向を丁寧に確認しながら、学校の対応を進めることである。

・遺族へのコンタクトを急ぎ、連絡窓口となる教職員を置くことが望ましい。
・亡くなった事実を子供や保護者に伝える場合、遺族から了解をとるよう努め、文書で知らせる場合には、あらかじめ遺族に文案を見せて了解をとる。
・遺族が事故死や病死として扱う意向ならばそれを尊重するが、学校が「嘘をつく」と子供や保護者の信頼を失いかねない。「家族から亡くなったと聞いています。」という表現にとどめるなど工夫する。
・葬儀が終わってからも遺族との関わりを丁寧に行っていく。亡くなったお子さんのことに触れないのではなく、（故人のことを思いながら）それぞれが喪の作業を終えることが大切である。
・学校にある遺品の返却については、時期や方法を遺族と話し合い、合意形成した上で行う。

（参考「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引」文部科学省）

Ｑ１４　自殺直前のサインとは

A　「自殺の直前にはどのようなサインが出てくるのでしょうか？」とよく尋ねられるが、潜在的に自殺の危険が高いと考えられる子供に、何らかの行動の変化が現れたならば、すべてが直前のサインと考える必要がある。小学校低学年くらいまでの子供では、言葉ではうまく表現できないことも多いので、態度に現れる微妙なサインを注意深く取り上げる必要がある。

- これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う。
- 注意が集中できなくなる。
- 成績が急に落ちる。
- いつもなら楽々できるような課題が達成できない。
- 不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
- 投げやりな態度が目立つ。
- 身だしなみを気にしなくなる。
- 健康や自己管理がおろそかになる。
- 学校に通わなくなる。
- 不眠、食欲不振、体重減少などのさまざまな身体の不調を訴える。
- 自分より年下の子供や動物を虐待する。
- 家出や放浪をする。
- 友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。
- 乱れた性行動に及ぶ。
- 過度に危険な行為に及ぶ。
- 過度に危険な行為に及び、実際に大怪我をする。

・ 自殺にとらわれ、自殺についての文章を書いたり、絵を描いたりする。
・ 急に元気にふるまう。

自殺は、長期休業明けの前後に増加する傾向にある。子供の自殺の原因・動機として、学校問題に係るもののうち約５割が、学業不振や入試、進路に関する悩みとなっている。長期休業前からアンケート調査や教育相談、面談を行うなど早期発見に努める。

（参考「『教師が知っておきたい子供の自殺予防』のマニュアル」文部科学省）

（7）SNSによる生徒同士のトラブル

具体的な事例

生徒Ａに対する誹謗中傷を、生徒Ｂ、Ｃ、Ｄの３名がグループチャットに書き込んだ。生徒Ａはその事実を知らなかったが、同じグループの生徒Ｅが内容を知り、生徒Ａに伝えた。生徒Ａは、傷つき翌日学校を欠席した。

それを心配した生徒Ｅは、担任に書き込み内容を伝えた。担任は、すぐに生徒Ｂ、Ｃ、Ｄを呼び、担任の目の前で書き込みを削除させた。二度と書かないよう指導し、この件を終わらせた。

対応の問題点

- ×　教職員同士での情報共有の在り方
- ×　書き込みへの対応方法
- ×　本人や関係生徒への聴き取りや指導

適切な対応（例）

○　**情報の共有**

→　担任は事実を確認したら、他教職員や管理職へ相談、報告し、組織的な対応をとる。教職員には守秘義務があることに留意する。

→　インターネットを介したいじめは、放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、関係機関等と連絡を密接に取り合いながら対応を進める必要がある。自治体の相談窓口や警察に相談することも大切である。

→　生徒Ｅから状況を聴き取る。その際、伝聞か事実かうわさ話か、画面を見たのかなどを整理することに留意し、ＳＮＳの種類なども確認する。

→　関係している生徒から話を聴き、実際のＳＮＳ等を確認する。

→　関係生徒に、今後のＳＮＳ利用について指導を行うとともに、事実を保護者にも伝え、家庭での指導も併せて依頼する。

→　情報提供した生徒Ｅへフォローをする。

○　**書き込みの保存**

→　書き込みは削除すると事実確認ができなくなり、警察による対応にも支障が生じる。

→　警察と連携し、画面のスクリーンショットを記録として保存したり、プリ

ントアウトやデジタルカメラで撮影したりして記録化する。
→　画像等が記録された携帯電話・スマートフォン等は、警察の捜査の重要な証拠となる。保護者の了承を得た上で、できる限り、そのままの状態で預かる必要が生じる場合もある。
→　今後、同様の書き込みを拡散しないように厳重に指導する。
→　保存が適切に行われたら、問題となった書き込みは、削除させる。

○　**保護者との連携**
→　ＳＮＳ等を利用したいじめについては、学校だけで対応することは難しいため、書き込みに関係する生徒の保護者とも、連携して対応する。
→　関係家庭において、ＳＮＳ等の使い方について話し合う機会を持たせる。
→　全校の家庭に、インターネットやＳＮＳ等で誰かの悪口を書かないこと、フィルタリングによって接続できるサイトを制限する等、スマートフォン等の利用について、家庭でルールを作るよう周知する。

Ｑ１５　SNSトラブルを未然に防ぐには

Ａ　ＳＮＳトラブルの多くは、問題が発覚した時点で深刻化していることが多い。そのため学校は、「トラブルが起こった後」よりも「トラブルが起こる前」の指導に注力することが大切である。入学前や年度始めに保護者へ通知するなど、児童生徒が、ＳＮＳトラブルは、誰にでも起こり得ることだと自分事として考えられるよう促すことが肝要である。少なくとも、①ＳＮＳに投稿する前に、誰に見られても問題ないか確認すること、②本名でなくても、個人の特定が可能であること、③流出した情報は、簡単には消せないこと、の３点を具体的に指導することが望ましい。

（参考「インターネットトラブル事例集」総務省）

Ｑ１６　SNS等で暴力行為等が動画拡散されたら、どのように対応したらよいか

Ａ　学校は、動画拡散の情報を把握した際には、事実関係を速やかに把握し、被害を受けた児童生徒の保護を最優先に対応することが重要である。また、拡散防止の措置を講じながら、関係者への聴き取り等を組織的に進める必要がある。

暴力行為や性加害は犯罪に該当する可能性があるため、早期に警察へ相談・通報し、適切に情報共有と役割分担を行うことが望ましい。警察へ相談する際には、証拠保全や情報管理の方法についての助言を受け、慎重かつ的確に対応する。

Ｑ１７　被害側家庭と加害側家庭を対面させることはどうか

Ａ　いじめ防止対策推進法第２３条第５項では「いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起こることがないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする」とある。

いじめの解消には、被害者側と加害者側双方の保護者の協力が必要不可欠であり、学校はその調整役として慎重かつ丁寧に対応する必要がある。

双方が対面して話し合い（謝罪）の場を持つに至るまでには、事実関係を整理し、双方に状況報告を行いながら、適切な時期を見極めることが求められる。実施する場合には双方が対面を了承し、話し合いの目的を共有していなければならない。

特に、被害者側の心情に十分に寄り添い、心理的負担を軽減しながら進めることが重要である。

（8）性被害

具体的な事例

生徒Ａが、同じ学校の生徒Ｂの下着をスマートフォンで盗撮していたことが発覚した。しかし、現時点で生徒Ｂは、自身の被害に気付いていない状況である。どのような対応が必要か。

適切な対応（例）　（参考「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引」文部科学省）

○　**加害側保護者への連絡**

→　加害の事実を伝え、実際に確認を依頼する。

→　警察に連絡し、連携して事案の対応を進めることを伝える。

○　**警察への連絡と連携**

→　学校は直ちに警察に通報・相談を行い、適切に援助を求める。

→　警察と連携し、事実関係の確認や撮影に使用した機器の証拠保全をする。

→　どこまで学校として対応してよいかを、必ず警察と確認する。

○　**被害側保護者への連絡**

→　被害について、保護者に丁寧に伝える。

→　生徒Ｂに当該事実を伝える際には、心理的な影響を十分に考慮しなければならないため、まずは保護者と事前に十分に協議する。

○　**被害生徒（生徒 B）への支援**

→　生徒Ｂは、当該被害を認識することで、大きな精神的ショックを受けることが想定される。それを支援するためにＳＣ等の相談体制を整える必要がある。

→　生徒Ｂと保護者の気持ちを尊重しながら、安全・安心な学校環境を整える。

○　**加害生徒（生徒 A）への指導**

→　生徒Ｂの意向や心理的負担を考慮しながら、生徒Ａへの特別指導（懲戒）や別室指導等を検討する。また、必要に応じて医療や心理などの専門機関への相談も視野に入れる。

→　生徒Ａには反省を促すための指導が必要である。

○　**弁護士への相談（スクールロイヤーの活用）**

→　慎重な対応が必要となる事案のため、対応方法については、随時スクールロイヤーの活用も検討する。

コラム【性的ディープフェイクについて】

生成人工知能（ＡＩ）などで偽の性的画像を加工する「性的ディープフェイク」による１８歳未満被害者の約９割は、中高生である。中高生が被害にあった事例における加害者の約６割は、同じ学校の生徒である。行事の写真を利用したり、卒業アルバムを利用したりして加工し、グループで共有するなどがある。このような行為は「名誉毀損罪（刑法第２３０条）」や「わいせつ物頒布等罪（刑法第１７５条）」などに問われることもあり得る。

Ｑ１８　被害者の支援について、具体的な支援内容が知りたい

Ａ　被害者支援の原則として「３日、３週間、３か月」の支援が重要とされている。まず、発生から３日以内に危機介入を行い、心のケアや心理教育を実施することが望ましい。

次に、３週間ほどで急性ストレス障害からＰＴＳＤへ移行する可能性があるため、それまでに日常生活の支援と継続的な心のケアを行う必要がある。その後、３か月を目安に経過の確認をしながら支援を継続していく。

特に、性暴力被害の場合、羞恥心、恐怖、自暴自棄、無力感等の心理的影響が、長期間にわたり児童生徒の心身、特に心に深刻な影響を及ぼし続ける。学校としては、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、保護者と密に情報共有しながら、ＮＰＯ法人千葉性暴力被害支援センターちさとやＳＣ等の関係機関とも連携し、継続的に心のケアに当たることが重要である。また、進学や就職を控えている場合には、当事者の合意のもと、現在の症状や回復の状況を進学先や就職先に正確に引き継ぐようにすることが望ましい。

コラム【被害児童生徒への対応】

性被害により傷ついた児童生徒の気持ちに寄り添い、心とからだのケアをすることによって、子供が日常を取り戻し、学校が安全・安心な居場所となることが支援の目標となる。

被害児童生徒は、大きく傷つき混乱している。聴き取りをする際は、詰問とならないように留意する。トラウマ反応※1が起こり得ることも理解して対応することが大切である。本人や保護者が何を望んでいるか、回復のためにどのようなことが必要か検討を行い、安全・安心を最優先で対応していく必要がある。

教職員の理解不足や秘密保持の不徹底があると、周りから心ない言葉をかけられたり、配慮のない対応をされたりして、本人が傷つくことがある（二次被害※2）。被害児童生徒や保護者と一緒に、無理のないペースで進めることが大切である。聴き取る職員の選定については、性別・年齢・職種等を配慮する。また、子供の安全を守るため、聴き取りを専門機関にゆだねる場合もある。その際の聴き取りは最小限に留めなければならない。

※1　トラウマ反応

トラウマ体験による精神的な変調を、トラウマ反応と呼ぶ。多くは一過性に経過し、回復していくが一部には、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）を発症することもある。子供にとって、虐待、犯罪、いじめなど、尊厳を傷つけられ、人への信頼が損なわれる出来事は極めて深刻な事態であり、その後の人生に大きな影響を及ぼすことがある。

※2　二次被害につながる言葉掛け

「なんで○○だったの？」（責める）「本当？」（疑う）

「警察に行くべき」（押し付け）「すべてまかせて」（できない約束）

（9）地域住民からの要望①

具体的な事例

高校の周辺に住む近隣住民から、数年来にわたり継続して要望が来る。内容は、「校庭の活動音がうるさくて眠れず、体調が悪くなった」「部活動中のサッカーボールを蹴る音や野球の打球音、掛け声がうるさい」「部活動や学校行事をやめろ」と主張してくる。学校は、行事や部活動の際には、道具や用具に大きな音が出にくいものを購入して使用するなど、可能な限り対応してきた。しかし、完全に音を出さないことは難しく、対応に苦慮していた。

学校は、「これ以上の対応はできない。学校の教育活動であるため理解してほしい」と伝えたところ「なぜ学校のために自分が我慢しなくてはならないのだ」と近隣住民に激怒された。

対応の問題点

- ×　合意形成を意識した継続的な対話の欠如
- ×　住民の被害感情への配慮不足
- ×　柔軟な調整策・代替案の提示不足

適切な対応（例）

○　**現状の把握**

→　実際に現状を確認したい旨を伝え、氏名や住所を確認する。

→　現場へ赴き、騒音の音量を確認する。（必要に応じて測定機器を活用する）

→　市町村の環境部等に相談し、騒音基準等と照らし合わせて現状を把握する。

○　**対策の検討**

→　現状を把握した上で、どのような対策ができるか検討する。

→　実際に住民の要望を現場で聴き、実施可能かどうか話し合う。

→　対応策を示しても納得いただけない場合もあるが、現状を丁寧に聞き、部活動や行事の事前連絡を行うなど、継続して対応している姿勢を示す。

→　該当自治会とも連携し、解決策を模索する。

○　**過度な要望への対応**

→　誠意をもって対応しているにもかかわらず、過度な要望が続く場合は、根拠をもって関係機関（教育委員会や警察等）と連携して対応する。

コラム【騒音となる音量の基準】

環境基本法では「専ら住居の用に供される地域」及び「主として住居の用に供される地域」においては、**昼間は５５デシベル以下、夜間は４５デシベル以下**が「生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準」とされている。

これらの基準は、あくまで望ましい基準であり、直ちに法的義務や罰則が生じるものではないが、学校が騒音対応を検討する際の重要な参考値となる。

各市町村には環境保全課等の窓口があるので、実際に騒音を測定したい場合や基準の適用について確認したい場合などに相談することができる。

（10）地域住民からの要望②

具体的な事例

（道路の通行の仕方）
学校の通学路を生徒が道いっぱいに広がって歩いている。通行の妨げである。
生徒の背負った大きな荷物が肩にぶつかり怪我をした。治療費を請求したい。
生徒の自転車が歩道を走っていて危ない。きちんとマナーを守らせてほしい。
（公共交通機関の利用の仕方）
電車内で生徒がうるさい。通路に荷物を置いているため通行できず困っている。
化粧をしている生徒がおり迷惑。優先席に座っており、高齢者がいても譲らない。
（通学バスのこと）
通学バス停留所で生徒が広がって待っているため、歩道を通行できず危ない。
通学バスが停留所で長時間停車しているため、渋滞が発生し迷惑である。
（学校敷地外の保護者の車）
雨の日に学校へ送迎に来る保護者の車で、学校前の道路が渋滞して困る。
学校行事の際に、保護者が商業施設に駐車しており、買い物ができず迷惑である。

適切な対応（例）

○　**相手の話の傾聴**

→　相談者は困ったり悩んだりしていると考え、相手の立場に立ち、たとえ対応が難しい内容であっても、話を傾聴する。

→　学校として迷惑をかけている部分については、誠実に謝罪する。

○　**指導と周知**

→　全校や学年、学級単位で子供に指導と注意喚起をする。

→　個人が特定されているのであれば個人に指導する。保護者にも伝える。

→　登下校中や放課後の活動については、保護者や地域へも注意喚起する。

○　**警察との連携（必要に応じて）**

→　生徒の行動以外の部分については、警察に相談することもあり得る。

○　**毅然とした対応も必要**

→　通学バス等正式な手続きのもと、許可を得て利用しているものに関しては、その旨を伝え理解を得る。

Ｑ１９　生徒が下校中に自転車で一般の方の車と接触事故を起こしたが、相手方弁護士から学校長宛てに、学校にも責任があるため、対応をしてほしい旨の文書が届いた。

A　学校に直ちに法的責任が生じるとは限らないが、事実関係を整理した上で適切に対応する必要がある。性急に対応すると問題が拡大するおそれがあるため、教育委員会への相談やスクールロイヤーの活用を検討し、法的な観点からのアドバイスなどを得ることが望ましい。

コラム【損害賠償を請求されかねない事例】

□　著作権の侵害

・　演劇部の活動や文化祭で生徒が書いた脚本を、本人の許可なく書き換えて、上演した。

→　著作権者である生徒本人の許可を得ることが望ましい。

・　学校が作成するお手紙等に、インターネットからダウンロードしたイラストを確認せずに無断で使用した。

→　「誰が作ったイラストか」「どういう条件で使っていいのか」を必ず確認し、ルールを遵守する。不明な場合は使用しない。

□　個人情報の漏洩

・　タブレット等のチャット機能で、教員が送信先を誤り、生徒の成績が他の生徒へ漏れた。

→　成績等の個人情報は厳重に管理し、安易に送信しない。

・　教員間で生徒の情報を伝達するために、チャット機能を使用したが、誤って保護者へ送信してしまった。

→　送信先を複数回、複数人で確認する体制を整える。

・　身体的配慮が必要な子供に特別な配慮をしていたのだが、他の子供の保護者から理由の説明を求められたので、その子の病名や病歴など伝えてしまった。

→　病名・病歴は要配慮個人情報に該当する。共有範囲を事前に確認し、必要最小限の情報にとどめる。

□　学校の管理責任

・　宿泊行事のイベントの最中に、同行していたカメラマンと子供がぶつかり、カメラマンの機材を破損してしまった。

→　事前指導を徹底し、校外（宿泊）行事に係る保険の内容を確認しておく。

□　その他

・　生徒の評定平均値を誤って伝えたことで、本来志望していた学校を受験することができなかった。補償をしてほしいと訴えられた。

→　成績情報は複数人で確認し、誤りが無いよう慎重に伝える。
進路指導に係るマニュアル等の見直しを行う。

上記に掲載した事例は、必ずしも裁判に発展したり、法的責任を問われたりするものではない。しかし、損害賠償を請求されかねない内容である。このようなことは、どの学校でも起こり得ることであり、未然防止を徹底することが、学校や教職員を守る最も重要な手立てになる。

関連通知（千葉県教育委員会）

関連通知①

教児安第６８１号
令和４年１２月１３日

各県立学校長　様

教　育　長

生徒指導提要の改訂について（通知）

標記の件について、令和４年１２月６日付けで、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から、別添写しのとおり事務連絡がありました。

平成２２年に生徒指導提要が作成されて以降、平成２５年のいじめ防止対策推進法の成立をはじめとする関係法規の成立等により、学校や生徒指導に係る環境は大きく変化し、本県においても、状況の変化を踏まえ、生徒指導の充実に努めてきたところです。

このたび改訂された生徒指導提要では、このような今日的な課題に対応するため、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性が再整理されています。

各学校におかれましては、生徒指導提要（改訂版）について、所属職員への周知、理解促進を図り、本提要を踏まえた生徒指導の実践をお願いします。

本提要の改正に関する行政説明、研修等については、追って連絡します。

また、下記の「２（２）校則の運用・見直し」の枠内に示した事項については、令和４年度末までのなるべく早い時期に対応いただきますようお願いします。

なお、各学校の対応状況について確認させていただく予定です。

記

１　改定の主な内容

（１）「積極的な生徒指導」の充実

児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するため、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけではなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」が充実しています。

主な記載

○第Ⅰ部　生徒指導の基本的な進め方

第１章　生徒指導の基礎

1.2　生徒指導の構造（ｐ１７～）

・喫緊の課題に対して、起きてからどう対応するかという以上に、どうすれば起きないようになるのかという点に注力することが大切であり、特に常態的・先行的（プロアクティブ）な生徒指導の創意工夫が一層必要である。

・「課題未然防止教育」は、いじめ防止教育、ＳＯＳの出し方教育、情報モラル教育等が該当し、これらは、専門家等の協力も得ながら、年間指導計画に位置付け、実践することが重要である。

・「課題早期発見対応」では、課題の予兆行動が見られたりなどの児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないよう、初期の段階で諸課題を発見し対応する。

（２）個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映

個別課題（いじめ、不登校、児童虐待、自殺、多様な背景を持つ児童生徒への対応等）について、平成２２年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）やそれらに応じた必要な対応等について反映しています。

主な記載

○第Ⅱ部　個別の課題に対する生徒指導

第４章　いじめ

4.1 いじめ防止対策推進法等（ｐ１２０～）

・法は、いじめの要件を児童生徒間で心理的又は物理的な影響を与える行為があり、行為の対象者が心身の苦痛を感じていることとしている。教職員、児童生徒、保護者間で、いじめられている児童生徒の主観を重視した定義の共通理解を促し、どんな小さないじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有することが求められる。

・「生命・心身・財産重大事態」、「不登校重大事態」の原因として、いじめ（疑

関連通知①

いも含む。）が確認されれば、組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

第７章　児童虐待

7.3 児童虐待の課題予防的生徒指導（ｐ１７６～）

・児童虐待の未然防止に向け、児童生徒に対しては相談先の紹介、保護者に対しては、子育てに不安や悩みがあるときは積極的に相談することや、体罰の禁止規定についても周知すること等が必要。

・マルトリートメント、ヤングケアラー、要保護児童等は、児童が不適切又はリスクのある養育状態の下にあることを指しており、放置すれば児童虐待の影響と同様の課題を生じさせる可能性があるため支援が必要である。

第８章　自殺

8.2 自殺予防のための学校の組織体制と計画（ｐ１９１～）

・一般に自殺予防は、「予防活動」（プリベンション）、「危機介入」（インターベンション）、「事後対応」（ポストベンション）の三つの段階に分けられ、この３段階の取組が相互に連動することで、包括的な自殺予防が可能になる。

・具体的な学校の対応として、「予防活動」の段階では、ＳＯＳの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の実施、「危機介入」の段階では、自殺の危険の高まった児童生徒をスクリーニングし、アセスメントに基づく迅速な対応を行うこと、「事後対応」の段階では、学校危機への対応と併せて周囲への心のケアを行うことが必要である。

第１０章　不登校

10.1 不登校に関する関連法規・基本指針（ｐ２２１～）

・不登校児童生徒への支援においては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指せるように支援を行うことが求められる。

・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び関連する基本指針等では、学校や教育関係者が一層充実した支援や家庭への働きかけ等を行うとともに、関係機関との連携協力等のネットワークによる支援の充実を図ることの重要性が強調されている。

・教育支援センター、不登校特例校 、フリースクール等での学びを、一定の要件の下、校長の判断により指導要録上の出席扱いとすることで、児童生徒個々の状況に応じた学びを保障するような支援を実現することが望まれる。

第１３章　多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

13.1 発達障害に関する理解と対応（ｐ２６８～）

・発達障害のある児童生徒への合理的配慮については、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮として、それぞれが抱える困難さに対する個別的な配慮が必要である。

・児童生徒に対する合理的配慮を学級集団の中で提供するためには、合理的配慮を特別視せずにお互いを認め合い支え合う学級づくりを行うことが重要。

・校内の支援体制がうまく機能するように、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会で検討する。学級全体の全ての児童生徒への指導や支援から学級の中での個別的な指導や支援、必要に応じて個別的な場での個別的な指導や支援を階層構造で考える。

（３）新学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映

生徒指導全般に係る事項として、児童生徒の発達の支援、チーム学校、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等について反映しています。

主な記載

○第Ⅰ部　生徒指導の基本的な進め方

第２章　生徒指導と教育課程

2.1 児童生徒の発達を支える教育課程（ｐ３９～）

・教育課程の編成や実施に当たっては、学習指導と生徒指導を分けて考えるのではなく、相互に関連付けながら、どうすれば両者の充実を図ることができるのか、学校の教育目標を実現できるのかを探ることが重要である。

・学習指導要領では、知・徳・体にわたる「生きる力」のバランスの取れた育成

関連通知①

を重視しており、学習指導と生徒指導との関連を意識しながら、日々の教育活動を充実していくことが重要である。
・児童生徒の社会的自己実現を支える教育は、キャリア教育と密接に関連し、相互に作用し合うものであるため、キャリアを形成していく上で必要な基礎的・汎用的能力を児童生徒が身につけることを、ホームルーム経営の中に位置付けて実践することが重要である。

第３章　チーム学校による生徒指導体制
3.1 チーム学校における学校組織（ｐ６８～）
・児童生徒の抱える問題や課題が複雑化・多様化しているなかで、多様な専門職、あるいは、専門職という枠組みにとらわれない地域の様々な人材が、教員とともに学校内で連携・協働する体制を形作ることが求められている。
・学校を基盤としたチームによる連携・協働を実現するためには、教職員、多職種の専門家など、学校に関係する人々に、「一人で抱え込まない」「どんなことでも問題を全体に投げかける」といった姿勢が求められる。
・学校における「働き方改革」を実現し、教員の負担の軽減を図りつつ、生徒指導の充実を図ることは、「令和の日本型学校教育」を支えるための重要な要件と言える。

２　上記のほか、特に留意すべき事項

（１）児童生徒の権利について
第Ⅰ部　生徒指導の基本的な進め方
第１章　生徒指導の基礎
1.5 生徒指導の取組上の留意点（ｐ３２～）
・児童の権利に関する条約について、生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則、「差別の禁止」「児童の最善の利益」「生命・生存・発達に対する権利」「意見を表明する権利」を理解しておくことが不可欠である。
・こども基本法の基本理念の趣旨等について、児童の権利に関する条約とともに理解しておくことが求められる。

（２）校則の運用・見直しについて
第３章　チーム学校による生徒指導体制
3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制（ｐ１０１～）

・校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように、学校のホームページ等に公開しておくこと。
・児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくこと。
・校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手続きを踏むべきか、その過程についても示しておくこと。
・校則の点検や見直す際には、何らかの形で生徒・保護者が関わり決定できる取組を行うこと。

※ここでの「校則」は、令和２年１２月２３日付け教児生第３６７号で示した「生徒指導規程」を指します。
※「制定した背景等についても示しておく」ことについては、「児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるため」との記載があることから、各規定それぞれに、背景等を示す必要があると考えます。

担当
教育振興部児童生徒安全課
　生徒指導・いじめ対策室

関連通知①

「生徒指導提要」を12年ぶりに改訂しました。今回の改訂版からは、デジタルテキストとして、文部科学省のホームページに掲載することとしましたのでお知らせいたします。

写

事　務　連　絡
令和４年12月６日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課　　御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第１項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

生徒指導提要の改訂について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成22年に生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として「生徒指導提要」が作成されて以降、いじめ防止対策推進法を始めとする関係法規の成立や組織体制の在り方の変化など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、いじめの重大事態件数や児童生徒の自殺者数が増加傾向にあるなど、課題はより一層深刻化している状況にあります。

こうしたことを踏まえ、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性を再整理し、今日的な課題に対応していくため、「生徒指導提要」について12年ぶりの改訂を行いました。

改訂版は、印刷や製本等は行わず、デジタルテキストとして文部科学省のホームページに公表いたします。これは、本書が教職員や教育委員会等の担当者だけでなく、医療や福祉、警察、司法等多くの学校関係者に読まれ、活用いただくことを想定していること、関連情報に容易にアクセスできるようにするなど読み手の活用のしやすさを考慮したものです。

つきましては、こうした趣旨に何卒ご理解いただき、次ページ掲載のURL又はQRコードからご覧いただき、生徒指導の実践においてご活用いただきますようよろしくお願いいたします。なお、デジタルテキストの活用ガイドもあわせて掲載していますので適宜ご参照ください。

また、生徒指導提要（改訂版）の普及啓発を行うため、改訂のポイントや各章の解説等の行政説明を行う予定です。スケジュール等については下記に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人

関連通知①

及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域第 12 条第１項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

記

【生徒指導提要（改訂版）】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

【改訂の主な内容】
○ 「積極的な生徒指導」の充実
　✓ 児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するため、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけではなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実しています。
○ 個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映
　✓ 個別課題（いじめ、不登校、児童虐待、自殺、多様な背景を持つ児童生徒への対応等）について、平成 22 年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）やそれらに応じた必要な対応等について反映しています。
○ 新学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映
　✓ 生徒指導全般に係る事項として、児童生徒の発達の支援、チーム学校、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等について反映しています。

【周知に関する今後のスケジュール】
○ オンライン行政説明会（令和４年 12 月下旬）
　✓ 12 月 22 日、23 日、26 日にオンラインで行政説明を行う予定です。追って正式な開催案内をお送りしますので、参加を希望する自治体におかれては、参加申し込みをお願いします。
○ 全国都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議（令和５年１月 23 日）
　✓ 令和５年１月 23 日に開催予定の標記会議で、生徒指導提要の解説等を行う予定です。なお、開催案内は 12 月頃にお送りします。
○ 希望する自治体において行政説明（対面／オンライン）（令和５年１月以降）
　✓ 個別に行政説明を希望する自治体におかれては、随時、その旨ご連絡いただきますようお願いいたします。

千葉県教育委員会
4. 12. 6
児童生徒安全課
受付

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導企画係
電話番号　03-5253-4111（内線 3298）
　　03-6734-3298（直通）
e-mail　s-sidou@mext.go.jp

関連通知②

教児安第６７１号
令和５年１１月２４日

各県立学校長 様

教 育 長

児童生徒の悩みやＳＯＳを積極的に捉える取組等の推進について（通知）

各学校においては、令和５年８月２３日付け教児安第４４５号「児童生徒の自殺予防のための総合的な取組について（通知）」により、様々な取組を実施していただいているところですが、現時点で極めて深刻な状況であり、さらなる取組の推進をお願いするものです。

つきましては、下記事項について、校長から、全ての教職員に、本通知にある事例を引用しながら確実に周知し、組織一丸となって対応いただくようお願いします。

記

１　ＷＥＢ上でのストレスチェックを活用した心や体調の変化の早期発見（高等学校）

令和５年８月２１日付け教児安第４４３号「高校生を対象としたＩＣＴを活用したＷＥＢ上でのストレスチェックの実施について（依頼）」を参照し、ＷＥＢ上でのストレスチェックを未実施の学校は、特段の事由がない限り、速やかに実施すること。

また、既に、実施済みの学校にあっては、冬季休業明けなど、適宜、再度の実施について検討すること。

児童生徒の自殺の背景の一つとして精神疾患が挙げられていることを踏まえ、高ストレス状態等にある生徒を把握した場合は、速やかにスクールカウンセラー等による支援を行うとともに必要に応じて医療等の関係機関に繋げるなど、適切な対応を取ること。

２　児童生徒個人面談の実施

直近で既に実施している場合を除き、児童生徒と個人面談を実施することについて積極的に検討すること。

また、次年度の行事予定を検討する際は、担任等が児童生徒とじっくりと面談する時間を確保するよう工夫すること。授業時間の確保と同様に、定期的な面談を通して児童生徒一人一人の状況について把握すること（悩みを聞く、目標を確認する、体調を気遣う、励ます、休息の必要性を伝える等々）は極めて重要であり、年間３回程度は、面談期間を設けること。

なお、面談の際は、児童生徒の話に傾聴することが特に重要であり、面談時の留意事項等をまとめた短時間の動画を新たに作成したので、全教職員が視聴すること。
（別紙の二次元コード参照）
【掲載ホームページ】
千葉県公式セミナーチャンネル
https://youtu.be/F0ySCA-rRjY?si=0nZgVS9nj0kRR4rz
【動画内容】
「児童生徒と個人面談を実施する際の留意事項等について（教職員用）」
千葉県スクールカウンセラースーパーバイザー　森　真琴氏

3　自殺予防啓発動画の視聴

（1）児童生徒向け動画

全校集会等で一斉に視聴したり、一斉送信システム等を活用し視聴を促したりすること。

（2）保護者及び教職員向け動画

ＮＰＯ法人メンタルレスキュー協会との契約により、視聴期間が令和６年３月３１日（日）までとなっている。期限までに視聴するよう、引き続き、教職員研修や保護者研修会等での活用をはじめ、改めて保護者に通知するなど、視聴を促すこと。

4　相談窓口の周知

相談窓口の周知については、令和５年１０月２７日付け事務連絡「児童生徒の自殺予防のための総合的な取組の実施状況等について」により、既に実施済みではあるが、改めて長期休業前後等、適宜、適切な時期に周知を行うこと。

5　各種アンケート等の適切な情報共有と対応

これまで、各学校では児童生徒に様々なアンケートや個人面談等により、悩み等を把握しているところだが、再度、これらの情報について、組織としての共有漏れがないか、また未対応のものがないか確認すること。

児童生徒が、悩み等を訴えたにもかかわらず、対応がなされないまま大事に至るような事態は、絶対にあってはならないこと。また、アンケート等を実施することは、児童生徒は、これらへの回答を通して、改めて自らが抱える悩み等を自覚し、精神的に不安定になる場合もあることから、アンケート実施後は直ちに確認し、場合によっては、即時の対応が必要であることを周知すること。特に、アンケート等で得られた情報については、「おそらく大丈夫であろう」と捉えるのでなく「もしかすると、重大な事態になる」との認識を持って対応すること。

（対応例）
いじめについてのアンケートを、遅刻する児童生徒がいることを想定し２時間目終了後に実施し、直ちに複数の教職員で確認し、管理職をはじめ組織として情報を共有する。具体的な内容が記載されていた場合等は、その日の放課後、すぐに（内容によっては、直ちに）、被害を訴えた児童生徒から聴き取りを行い、いじめを受けている児童生徒を守り抜くこと等を伝え、保護者とも連携し、学校として迅速かつ適切に対応することを伝える。

６　児童生徒理解に基づいた指導の徹底

（１）体罰や暴言等を絶対に許さない学校風土の醸成

これまで、教職員が児童生徒へ行った行為について暴行罪等の疑いで逮捕される事案が発生しているが、この背景の一つとして、大人との関係では、許されない行為と判断されるものが、児童生徒への対応では、指導の一環として許容されるのではないかとの歪んだ認識がある。

言うまでもなく、誰に対してであっても、暴力や暴言は許されず、そこには、道義的責任のみならず、当然に法的な責任も生ずるものである。例えば、指導する児童生徒の背後に、その児童生徒を大切に思っている、保護者や兄弟姉妹、祖父母等がいることに思いをめぐらせ、これらの人の前であったとしても取り得る行為であるかなど、具体的な方法を示し、指導の正当性について確認する習慣をつけるよう教職員間で共通理解を図ること。

また、教職員の中には、大声で暴言を発して（てめえ、この野郎、お前ら・・・）統制を取るような指導を行う場合がある。これらの指導は、児童生徒に強い恐怖感を持たせたり、粗暴な行為を助長したりするなど、負の影響が大きく懸念される。加えて、これら威圧的な指導は、多くの教職員がよい指導方法とは捉えておらず、到底、組織的な指導とはならない。生徒指導上困難な状況がある場合、当該教職員は、使命感からこれら指導を行っている場合もあるが、管理職が見逃すことなく、方法として適切ではない旨を丁寧かつ確実に指導し、体罰はもとより暴言をも絶対に許さない学校風土を醸成すること。

生徒指導上、毅然と対応する場面はあるが、正しい言葉で、粘り強く、全教職員が歩調を合わせて、保護者の理解を得ながら、また、場合によっては、関係機関と連携するなど、あるべき指導体制を構築していくこと。

（２）児童生徒への指導方法

児童生徒を指導するに当たり、教職員が求める姿への変容を期待して、敢えて、突き放すような指導を行うことがある。このような場合に、指導する側の意図から外れ、児童生徒は、見放されたと感じ、想定を超えた大事に至ることがある。

例えば、部活動の指導において、同じミスを繰り返す生徒に対して、こんな状態であれば、部活動に参加しないようにと告げた場合など、指導する教職員は、当該生徒が奮起し、自発的な練習を行うことなどで課題を克服していく姿を期待

しているのかもしれないが、実際には、大きな心の傷を負ったまま、部活動をやめることとなったり、最悪の場合には、極度に自分を追い込み、命にもかかわる事態になりかねないことを認識する必要がある。指導する側の、これくらいは大丈夫だろうとの予断を排し、これら不適切な指導の根絶を期すこと。

児童生徒に変容を求める場合には、それが必要である理由や、どのようにすれば改善ができるのか具体的な方法を示すなど、突き放すのではなく、寄り添い、ともに考えていく指導を基本とすべきである。

文部科学省が実施した令和２年度不登校児童生徒の実態調査によると、小学校、中学校とも３割近くの児童生徒が、最初に行きづらいと感じ始めたきっかけとして「先生のこと」をあげている。また、保護者においては、小学校で４１．８％、中学校でも３１．７％が先生との関係と回答している。どの学校においても、この結果を重く受け止め、一人一人の教職員が指導方法を再確認するよう周知すること。

なお、毅然と指導することが必要な場面も当然想定されることから、これらの内容を周知するにあたっては、教職員が児童生徒を指導する上で萎縮することがないよう十分留意すること。

（３）児童生徒の人格と個性を尊重した生徒指導

生徒指導提要（文部科学省）では、生徒指導の目的について、児童生徒の人格の尊重と個性の伸長に触れ、その重要性を述べている（※参照）。

しかしながら、「教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする」（学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント・文部科学省）と指摘されることがあるように、これまで、教職員が、一部の児童生徒の個性を軽んじ、傷つけてしまった場合があった。

児童生徒の指導に当たっては、すべての教職員が児童生徒の人格と個性を尊重することの重要性を深く認識し、実際に児童生徒に接する中でこれを実践して、自分が担当するクラスや部活動等で範を示すとともに、児童生徒が努力した過程を積極的に認め、伸ばしていくことをとおして、児童生徒の自己肯定感を高めるよう継続して取り組むことが重要である。

※生徒指導提要（文部科学省）より抜粋
「生徒指導の目的は、教育課程の内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性の伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を果たすべく、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追求することを支えるところに求められます。」

担　当
教育振興部児童生徒安全課
生徒指導・いじめ対策室

関連通知③

教児安第９３２号
令和７年１２月１日

各県立高等学校長　様

教育振興部児童生徒安全課長

高等学校の生徒指導における留意点について（通知）

各学校におかれては、平素より各校の実情に応じた組織的な取組等により、生徒指導の充実への御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについては、令和３年３月３１日付教児生第５５９号「高等学校の生徒指導における留意点について（通知）」（以下「旧通知」という。）により、各校における生徒指導上の留意点についてお示ししてきたところです。御承知のとおり、令和４年１２月の生徒指導提要の改訂により、全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の重要性、特に先行的・常態的な生徒指導の創意工夫を学校の全教育活動で行うことの必要性等が示され、各校においては、これらに基づいて、自校の取組の見直しや工夫、改善を図ってこられたことと思います。

この度、生徒指導提要の改訂のほか、学校や生徒を取り巻く環境、地域や社会の変化等を踏まえ、改めて生徒指導上の留意点を示すこととしましたので、貴校においても本通知に基づき、生徒指導規程等の見直しや指導内容の共通理解等、適切な指導の一層の推進及び次年度に向けた生徒指導体制全般の再点検をお願いいたします。

なお、本通知の発出に伴い、旧通知は廃止します。

記

１　生徒の問題行動への対応について

（１）　事実確認を実施する上で配慮すべき事項について

生徒の問題行動について事実確認をする際は、必ず複数の教職員で対応する必要がある。問題行動が複数の生徒にわたる場合には、聴取の途中で事実関係をすり合わせる場面もあるが、その時も聴取している生徒を一人にすることなく、必ず教職員が付き添っていることが必要である。

また、休憩時間や食事の時間の確保、聴取する際の言葉遣い、生徒の性別による適切な教職員の配置、保護者へ適宜連絡する等にも留意しなくてはならない。

（２）　家庭連絡について

問題行動について、事実が確定したら速やかに保護者に連絡する。

なお、基本的には、電話連絡だけではなく面談や家庭訪問等で直接、保護

者に伝えることが望ましい。その際は、今後の指導において、保護者との協力が不可欠であることを念頭に、保護者の心情に寄り添いつつ特別指導等についての理解を求めることが重要である。

また、懲戒処分として退学を命じなくてはならないような事案の場合は、退学後の生徒の進路等の相談や関係機関の紹介について、生徒及び保護者に伝え、学校として支援できることを具体的に示すことが重要である。

(3) 特別指導を行う際の留意点について

ア 適正手続きについて

いわゆる特別指導、(例えば、校内別室指導、自宅学習指導等。以下、「特別指導」という。)は、単なる指導ではなく、「事実行為としての懲戒」と考えられるため、その手続きの適正さと学習保障等の教育的配慮が重要である。

指導内容についても、ただ単に罰ととられるような指導ではなく、社会通念に照らして適正であるか、複数の生徒に対して異なる指導内容となる場合の合理性や公平性がある等、慎重に検討する必要がある。

さらに、保護者への詳細な説明と指導への理解が必要であり、生徒、保護者には必ず質問や弁明の機会を与え、弁明があった場合は、内容を検討し、学校の考えを改めて説明する必要がある。

イ 特別指導と懲戒処分としての停学について

特別指導は、法律上の懲戒停学とは異なるが、実際に生徒が受ける指導内容に共通の要素があるため、懲戒処分としての停学と混同して使用される恐れがある。生徒、保護者に指導内容を説明する際、誤解を与えることのないよう正確に使い分ける必要がある。

ウ いわゆる「無期特別指導」等について

懲戒処分としての停学については、県立高等学校管理規則第　　４３条第２項で「停学は、三十日以内の期間、登校を停止するものとする。」と定められており、実際に処分をする際は、文書により日数を明示することになっている。一方、仮に特別指導において、いわゆる「無期特別指導」として、期限を定めず申し渡しを行った場合は、生徒や保護者に通常の学校生活へ戻ることができないのではないかとの誤解を与え、指導への不安や学校との指導をめぐるトラブルにつながる可能性がある。そのため、「無期特別指導」についても、懲戒処分としての停学に準じて期限を明示すべきである。

(4) 自主退学と進路変更の勧告について

懲戒処分としての退学に相当する可能性がある場合であっても、生徒及び保護者が退学願を提出した場合、教育的な配慮から懲戒処分とはせず、退学を許可する場合がある（いわゆる自主退学）。

これとは別に当該生徒への指導経過等を総合的に考慮し（例えば、懲戒処分としての退学には至らないが、相当の問題行動がある場合など）、進路希望や保護者の意向を勘案しながら、進路変更の勧告を行う場合がある。この場合、当該生徒は、在籍校で教育を受ける権利を有しており、生徒及び保護

者は、学校に残るか否かを任意に決定できるものである。生徒及び保護者が、学校に残る意思を示したにもかかわらず、進路変更を求め続けることは適切ではなく、速やかに懲戒処分としての停学や特別指導等の指導を行う必要がある。

なお、生徒及び保護者へは、「学校から自主退学を迫られた」「進路変更しか示されなかった」などという誤解を与えることがないよう、上記の内容を踏まえ、丁寧に説明する必要がある。

これらの手続きに際して、生徒及び保護者が進路変更するか学校を続けるかどうか判断に迷い、なかなか結論が出ない場合がある。この場合は、回答が出るまで待ち続けることは適当ではない。まず、回答の期限について生徒及び保護者と合意形成を図り、その期日までに生徒及び保護者の結論が出ない場合は、学校に残るものとして特別指導等を行うか、懲戒処分を行うかを学校が判断し、生徒及び保護者へ説明した後に、それらの対応を行う必要がある。

(5) 懲戒処分としての退学について

判例では「退学処分は、生徒の身分を剥奪する重大な措置であるから、当該生徒に改善の見込みがなく、これを学外に排除することが教育上やむを得ないと認められる場合に限って選択すべきものである。」「特に、被処分者が年齢的に心身の発育のバランスを欠きがちで人格形成の途上にある高校生である場合には、退学処分の選択は十分な教育的配慮の下に慎重になされることが要求されるというべきである。」とされている。

特に「改善の見込みがない」という点は重要であり、その見極めには入学以来の当該生徒への指導経過（単に改善されなかったというだけでなく、学校のこれまでの指導が適切に行われていたかどうかも含めて）を詳細に検討する必要がある。また、当該問題行動だけではなく、家庭環境や中学校での状況等様々な観点で検討する必要がある。そして、適正手続きとして、生徒及び保護者に必ず質問や弁明の機会を保障し、弁明があった場合は、その弁明を含めて、退学処分が適当か否か再検討する。

懲戒処分としての退学の実施に当たっては文書を交付することとする。

また、各学校はこれまでの指導の経緯や状況等についての資料を準備の上、事前に教育委員会と連絡を取りあう必要性がある。

(6) 懲戒処分としての停学及び訓告について

懲戒処分としての停学及び訓告にあたっては、文書を交付することとする。

また、各学校ではこれまでの指導の経緯や状況などについての資料を準備の上、事前に県教育委員会と連絡を取り合う必要がある。

(7) 生徒の問題行動への対応に関する点検について

以上の点を含め、各学校においては、別紙「高等学校における生徒の問題行動への対応に関するチェックリスト」を活用し、生徒指導の対応方法や指導体制等について定期的に点検を行い、その結果を職員で共有し、改善に努めることが重要である。

関連通知③

2　生徒の安全確保について

家出等で所在が不明な生徒については、学校外の人間関係で被害に遭う恐れや希死念慮を抱えた生徒もいることから、安全確保に向け、速やかに対応する必要がある。

各学校においては、保護者等からの連絡なく登校の確認ができない生徒については、速やか（遅くとも午前中）に、家庭連絡や状況に応じて緊急連絡先や保証人に連絡する等、所在確認に努めるとともに、状況に応じて警察や児童相談所等に協力を依頼する必要がある。

また、不登校等の生徒についても、保護者と所在確認の方法について合意形成を図る必要がある。

特に、所在が不明な生徒については、教育委員会に一報を入れ、保護者に対して、警察に行方不明届を出す等の対応を促す必要がある。

・「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全確保に向けた取組について（通知）」平成27年4月3日付け教指第23号
・「児童生徒の出欠及び所在確認の徹底について（依頼）」令和7年6月30日付け教児安第392号

3　県教育委員会及び学校と警察の連携

警察との連携は、非行防止、いじめ、暴力行為への対応等、その重要性が増している。平素から協力関係を築くとともに、学校警察連絡制度を活用して積極的に連携することが重要である。また、生徒（卒業生も含む）に関して警察から照会があった場合は、学校警察連絡制度で定めがあるもの以外の情報提供は、「捜査関係事項照会書」の提出を求めて対応する。

なお、生徒間のトラブルや校内での窃盗等で被害者となった生徒及び保護者が警察に被害届を提出する場合は、学校として協力するものとする。

その他、詳細については、以下の通知を参照のこと。

・「『児童生徒の健全育成に関する学校と警察の相互連携制度』について（通知）」平成19年7月2日付け教指第524号
・「『児童生徒の健全育成に関する学校と警察の相互連携制度の協定書』に係る実施要領の一部変更について（通知）」　令和4年4月1日付け教児安第206号

（参考）
児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連携制度の協定書（抜粋）

第5条
（1）警察署から学校への連絡対象事案
ア　逮捕事案
イ　ぐ犯事案
ウ　児童生徒の犯罪被害に係る事案
エ　その他、児童生徒の問題行動に関する事案
（2）学校から警察署への連絡対象事案
ア　児童生徒の非行及びこれらによる被害の未然防止等のため、警察署との連携が必要と認められる事案
イ　学校内外における児童生徒の犯罪被害の未然防止及び安全確保のため、警察署との連携が必要と認められる事案

第6条　相互連携の範囲は、対象事案に係る児童生徒の氏名及びその概要、対象事案に関係する問題行動等及び健全育成に資するため必要な情報とする。

関連通知③

4　転入学等における生徒の情報交換について

定時制や通信制など、他の県立高等学校等に転入学等する生徒の中には、いじめや不登校等の問題を抱えている生徒もいると考えられ、転学先の学校でも、その生徒の置かれた状況に応じた適切な支援が速やかに行われる必要がある。

そのためにも、当該生徒の生徒指導上必要と思われる詳細な情報について、当該生徒及び保護者の理解を得ながら、転学前の学校から転学先の学校へ十分に情報を提供するとともに、受け入れる学校も積極的に情報を求め、双方で連携しながら対応する必要がある。

・「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年 10 月 25 日付け元文科初第 698 号

5　いじめ問題について

(1)　いじめ防止等のための対策について

学校及び学校の教職員は、各学校のいじめ防止基本方針に基づき、校内のいじめ防止等の対策のための組織を活用しながら、保護者、地域住民、関係機関等と連携を図りつつ、年間を通した取組を通じ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に向けて組織的・計画的に取り組む必要がある。

また、いじめの疑いに係る情報があったときは、学校が組織として迅速かつ適切に対処する必要がある。

さらに、いじめ防止基本方針は、各学校において定期的に評価・点検し、必要に応じた改善を行い、学校のホームページ等で公開する必要がある。

その他、詳細については、以下の通知等を参照のこと。

・「いじめ防止対策推進法の公布について（通知）」平成 25 年 7 月 9 日付け教指第 725 号
・「「いじめゼロ」へ！千葉県版教職員向けいじめ防止指導資料集」平成 27 年 2 月 10 日発行
・「いじめ問題等の未然防止及び早期発見等に向けた取組の一層の充実について（通知）
・平成 27 年 7 月 10 日付け教指第 762 号「千葉県いじめ防止基本方針」平成 29 年 11 月 15 日改定　千葉県・千葉県教育員会
・「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改定について（通知）令和 6 年 9 月 5 日付け教児安第 524 号
・「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて（通知）」令和 7 年 3 月 12 日付け教児安第 1045 号
・「いじめ防止啓発強化月間について（通知）」令和 7 年 3 月 18 日付け教児安第 1092 号

(2)　いじめを背景とする不登校生徒の対応について

いじめが原因で不登校となっている場合には、生徒の緊急避難として欠席が弾力的に認められてもよく、その場合は、学習の保障を適切に行う必要がある。

また、被害を受けた生徒又は保護者が希望する場合は、学級替えや転校の措置を検討する必要がある。

・「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」令和元年 10 月 25 日付け 30 文科初第 698 号

関連通知③

(3) いじめ重大事態の対応について

いじめ重大事態の調査の目的は、できる限りの事実解明と再発防止であり、学校は、疑いの時点で県教育委員会に相談し、主体的に調査することが望ましい。

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い又は、相当期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いが生じた場合は、設置者に報告した上で調査を行うものとする。

また、生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（いじめという言葉を使わない場合を含む）は、重大事態が発生したものとして報告・調査をする。

・「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（通知）」令和6年9月5日付け教児安第524号

6 不登校生徒への支援について

不登校生徒への支援に当たっては、不登校となった要因を的確に把握し、個々の生徒に応じたきめ細やかな対応や、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要である。

具体的には、不登校となった生徒の様々な課題の解決に向けて、教員のみならず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材や保護者の了解を得た上で「子ども・若者総合相談センター『ライトハウスちば』」や「地域若者サポートステーション」等の関係機関と連携・協力しながら、教育相談体制の充実を図る必要がある。

また、高等学校は卒業後に、進学や就職などを控えていることもあり、将来の社会的自立に向けて、多様で柔軟な学習機会の提供や丁寧な進路相談なども必要となる。

さらに、新たな不登校を生まないためにも、教員の資質向上に取り組み、生徒や保護者との信頼関係の構築に努め、魅力ある学校づくりに取り組むことも重要である。

その他、詳細については、以下の通知を参照のこと。

・「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受ける場合の対応について（通知）」平成21年4月3日付け教指第2178号
・「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、相談・指導を受けている場合の積極的な対応について（通知）」平成28年1月12付け教児生第1531号
・「千葉県版不登校対策指導資料集」平成30年3月発行　千葉県教育委員会
・「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年11月1日付け教児生第287号
・「不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援について（通知）」令和2年9月28日付け教児生230号、教学指第788号
・「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの役割等を踏まえたチーム学校による支援の促進について（依頼）」令和4年2月16日付け教児生459号
・「千葉県版児童生徒・保護者のためのサポートガイド」県ホームページに掲載
・「『誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）』について」令和5年4月14日付け教児生第65号
・「こどもが相談しやすい環境づくりに向けた取り組みについて（周知）」令和7年7月30日付け教児安第506号

関連通知③

7　生徒による選挙運動及び政治的活動について

平成 28 年の公職選挙法等の一部を改正する法律の施行により、満 18 歳以上の生徒は、国政選挙及び地方選挙において選挙権を有し、選挙運動を行うことが認められている。

高等学校においては、教育基本法第 14 条第 1 項を踏まえ、政治的教養を育む教育を行ってきたところであるが、他方で、学校は同法同条第 2 項に基づき、政治的中立性を確保すること等も求められている。

高等学校における政治的教養を育む教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校としてのねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること、また教員は公正かつ中立な立場で生徒を指導することが必要である。

また、生徒による政治的活動については、以下の事項に十分留意する必要がある。

・生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第 14 条第 2 項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要である。

・放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要である。

・放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要である。また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、または生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、学校は当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められる。

以上に留意したうえで、各学校においては、生徒に対し、公職選挙法等に関する正しい知識について指導すること、また、生徒指導心得等における生徒の選挙運動及び政治的活動に関する記述を確認し、以下の通知等を参照の上、それらとの整合を図ること、さらに、生徒の選挙活動及び政治的活動に関して指導するにあたっては、学校としての方針を保護者等に十分に説明し、家庭等との連携・協力を図ることが必要である。

その他、詳細については、以下の通知を参照のこと。

・「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)」平成 27 年 11 月 10 日付け教指第 1286 号・教職第 642 号。教特第 670 号

・「高等学校における政治的教養を育む教育について（通知)」平成 28 年 3 月 23 日付け教指第 1972 号

関連通知③

8　生徒の自殺について

生徒の自殺は深刻な問題である。近年の調査によると、１０代の死亡の原因は「自殺」が１位となっている。１０代の自殺は、複数の要因が複雑に絡み合う等、その主たる原因は特定されないことが多い。しかし、自傷行為や心の病等の特徴を多く認める生徒は、潜在的に自殺の危険性が高い状況にあり、これらの特徴を持つ生徒に、普段と違った顕著な行動の変化が現れた場合には、自殺直前のサインとして捉える必要がある。

生徒の自殺は、学校生活に変化がある時期に増加する傾向を踏まえ、年度始めや長期休業明けなどに加え、実情に応じて必要と認められる時期にアンケート調査、ストレスチェック、教育相談・SOS の出し方教育等を実施し、悩みを抱える生徒の早期発見に努めるとともに、学校が把握した悩みを抱える生徒については、校内で情報共有し、学校組織で対応する。

また、気がかりな生徒については、学期中だけでなく長期休業期間中においても、家庭訪問等により、継続的に様子を確認するなどして、家庭と連携を図り、保護者に対する家庭における見守りの依頼をする。

また、ＳＮＳをはじめとした、生徒のインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みは、自殺を企図している生徒を発見する端緒の一つであることから、そうした書き込みを発見した場合は即時に警察に連絡・相談をするなど、連携を図り、書き込みを行った生徒の特定をし、生命及び身体の安全の確保に努める。

各学校においては、教員が自殺直前のサインを敏感に感じとれるよう、日頃から生徒の様子を十分把握するとともに、生徒が安心して相談できる信頼関係づくりに努める。また、をするとともに自殺予防教育の一環として、ゲートキーパー(※)の養成に努める必要がある。※悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援に繋ぐ人

その他、詳細については、以下の通知などを参照のこと。

- 「『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』マニュアル」平成 21 年 3 月文部科学省
- 「子どもに伝えたい自殺予防」（学校における自殺予防教育導入の手引き）」平成 26 年 7 月文部科学省
- 「教職員用『児童生徒の自殺防止啓発リーフレット』」平成 28 年 2 月　千葉県教育委員会
- 「児童生徒に対する『SOS の出し方教育』の実施について（依頼）」平成 31 年 4 月 11 日付け教児生第 32 号
- 「児童生徒に対する『SOS の出し方教育』指導資料について（送付）」令和元年 11 月 26 日付け教児生第 309 号
- 「年度始めにおける児童生徒の見守りの徹底について（依頼）令和 2 年 4 月 2 日付け教児生第 7 号、教特第 10 号
- 自殺対策基本法の一部を改正する法律の公布について（通知）令和 7 年 6 月 18 日教児安 337 号
- 「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）令和 7 年 7 月 7 日付け教児安第 432 号

関連通知③

9　教育相談体制の充実について

年度始めや長期休業明けは特に、生徒のストレスが高まり、心身が不安定になることがある。各学校はなるべく早い時期に、教育相談強化期間を設定し、すべての生徒（長期欠席の生徒に留意する。）と面談を実施する等、各学校の実態に応じた方法により具体的な状況（悩み等）の把握を行う必要がある。

また、新１年生については、中学校との環境の変化から精神的に不安定になりやすい点に留意し中学校から必要な情報を収集する等、積極的に連携することも重要である。

チーム学校の一員としてのスクールカウンセラー（以下ＳＣと記載）及びスクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷと記載）の役割も一層重要となる。ＳＣについては、生徒へのカウンセリングの他に授業観察やケース会議及び校内研修等においても積極的に活用することが考えられる。また、ＳＳＷは、生徒が抱えている課題に対し、福祉の視点から生徒が置かれた環境への働きかけを行うことを主な職務としている。こうしたＳＣ及びＳＳＷの具体的職務内容を明らかにしつつ、教員や他の専門人材、関係機関等と連携し、教育相談体制の整備をすることが求められる。

さらには、状況に応じて、教員等が把握した情報についてもＳＣ及びＳＳＷと共有し、チーム学校として支援を行うことも必要となる。

その他、詳細については、以下の通知を参照のこと。

・「教育相談強化週間の設定とその取り組みについて（依頼）」平成 24 年５月 23 日付け教指第 435 号
・「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの役割等を踏まえたチーム学校による支援の促進について（依頼）」令和４年２月 16 日付け教児生 459 号
・「児童生徒等の宗教に関する相談における教育相談等の推進について」令和６年５月 20 日付け教児安第 201 号

10　インターネット（ＳＮＳ）をめぐる問題行動について

生徒がインターネット上に個人情報や不適切な画像を掲載し、情報が拡散するなど深刻な問題が発生している。

また、スマートフォンの急速な普及に伴い、性画像の共有、拡散、強要等、性画像を起因とするいじめ、恐喝等の重大なトラブルが発生しており、被害だけではなく加害行為も増加傾向にある。

各学校においては、自画撮り要求行為の規制等、千葉県青少年健全育成条例の内容を生徒及び保護者に周知するとともに、不適切な情報や画像等の提供依頼・掲載・書き込みについて注意喚起する必要がある。

その際、具体的な問題事例を示し、自分の個人情報を掲載することの危険性や１８歳未満を対象とした児童ポルノの製造、提供、公然陳列、所持は、行為者が未成年であっても児童ポルノ法に抵触する等、重大な犯罪につながることを理解させることが大切である。

また、犯罪が疑われる事例については、画像等の拡散防止や犯罪に巻き込まれる危険性があることから、速やかに警察と連携し対応する必要がある。

インターネット（SNS）を通じて行われるいじめについては、インターネット（SNS）という見えにくい環境下で深刻ないじめが進行することが懸念されるところである。指導にあたっては、インターネットやSNSを使うことのメリットと共にリスクを伝え、インターネット・SNS空間においても、他者の人権を尊重する配慮が求められることを十分に意識させる必要がある。また、情報モラル教育の充実に合わせて、定期的ないじめに関するアンケート調査項目に「インターネットを通じて行われるいじめ」を明記する等、いじめを通報しやすい環境づくり、に努めるほか、入学式や保護者会などにおいて、注意喚起を行うなど、保護者とも連携して行う必要がある。

その他、詳細について、以下の通知を参照のこと

・「インターネットに関する問題行動の指導について（通知）」平成25年10月30日付け教指第1245号
・「青少年に係る条例の一部改正の周知について（依頼）」令和2年6月17日付け教児生第128号
・「青少年に係る条例違反等の未然防止について（通知）」令和2年11月6日付け教児生第292号

11 規則に違反した生徒の物品や犯罪行為に係る証拠物を預かることについて

学校が生徒の違反物を預かることは、教育目的の範囲内で、必要かつ相当な場合に限り認められる。ただ単に、校則の違反物だからと安易に預かるのではなく、なぜ学校が預かることが必要なのか具体的に生徒や保護者に対して説明する必要がある。

預かったものは、学校が管理する責任を負うことから、長期間預かることは、避けるべきである。もしも預かる状況になった際は、保護者に説明及び理解を得た上で、紛失、破損、情報漏洩などのトラブルが発生しないよう厳重な管理体制を確立する必要がある。

また、犯罪行為に係る証拠物を預かった場合は、直ちに警察に連絡し指示を仰ぐ必要がある。

12 危険物の持ち込みについて

危険物の持ち込みについては、危険物に当たるものを具体的に示し（カッターナイフ等の刃物、モデルガン、マッチ・ライター等の火器、薬品〔治療のため服用する薬品を除く。〕等）、平素から、校内への危険物持ち込みの禁止を徹底することが重要である。

また、教育活動の一環として、生徒が刃物等（彫刻刀など）を持参する場合は、職員で情報を共有するとともに、学校での一括管理や生徒へ保管等について指導するなど、特別に配慮する必要がある。

その他、詳細については、以下の通知を参照のこと。

・「児童生徒の刃物等危険物の校内持込禁止に係る指導の徹底について（通知）」平成25年7月3日付け教指第692号

関連通知③

13　虐待について

「児童虐待の防止等に関する法律」では、学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないと定められている。そして虐待を認知した場合だけではなく、虐待が疑われる場合でも通告する義務がある。以上の点について、改めて職員に周知する必要がある。

また、通告後、生徒が保護された場合は、児童相談所等とよく連携し、生徒の支援に努める。具体的には、学習支援として、課題を与えたり、訪問指導をしたりすることが考えられる。なお、児童相談所に一時保護されている際の出欠扱いは県立高等学校管理規則第４０条第１項第４号の規定（忌引等の取扱い）により、欠席扱いをしないこととしている。

その他、詳細については、「教職員のための児童虐待対応の手引き」（令和３年１月に配布）と以下の通知を参照のこと。

- 「県立高等学校における被児童虐待児への学習支援等の推進について（通知）」平成19年3月9日付け教指第1443号
- 「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）」平成22年4月5日付け教指第92号
- 「児童虐待のための学校、教育委員会等の対応の徹底について（通知）」平成22年8月18日付け教指第984号
- 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）」平成22年9月1日付け教指第1012号
- 「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について（通知）」平成24年4月6日付け教指第47号
- 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止に係る対応について（通知）」平成27年8月12日付け教指第920号・教特第429号
- 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携強化について」平成31年3月7日付け教児生第4054号
- 「学校、保育所、認定こども園及び許可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」平成31年3月7日付け教児生第406号

14　入れ墨、タトゥー（以下「入れ墨等」という。）について

各学校では、入れ墨等について、感染症への危険性や将来の社会生活における影響等について考えさせるなどの指導が必要である。

ただ、指導の際には、その入れ墨等が文化や宗教に由来するものかどうかを生徒及び保護者に確認し、入れ墨等の対応について合意形成を図る必要がある

例えば、他の生徒の目に触れないよう衣服等で隠すなど、学校としての指導規程を示しながら、生徒及び保護者に理解を求める必要がある。

関連通知③

15 生徒の妊娠について

高校生の妊娠については、日頃から、生徒だけではなく保護者の啓発も含めて対処する必要がある。

学校が生徒の妊娠を認知した場合は、当該生徒及び関係生徒のプライバシー等に配慮するとともに、当該生徒に対しては、母体の保護を第一と考え、心身等のケアと今後の見通しを立てるための支援を行う。

支援に当たっては、当該生徒及び保護者と話し合いを行い、当該生徒の状況やニーズを踏まえながら、医療機関と連携したり、福祉の専門家の助言を受けたりするなどのほか、例えば体育実技等、身体活動を伴う教育活動において、安全確保の観点から工夫を図った教育活動を行ったり、課題レポート等の提出や見学で代替するなどの対応を行う必要がある。

・「公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠生徒への対応等について（通知）」平成30年4月13日付け教児生34号

16 犯罪行為への加担等について

近年、国内で発生する犯罪は、凶悪化、複雑化、巧妙化しており、高校生もその被害だけでなく、加害者になる案件も増加している。特に加害については、匿名性の高いアプリやSNSの求人情報で高収入をうたって誘い出し、詳細な仕事内容を告げずに個人情報を聞き出し、犯罪から抜け出せない状況をつくられ、犯罪に手を染めるケースが増加している。

生徒に対しては、アルバイトのつもりでもその業務が犯罪であれば、「知らなかった」「脅された」では済まされないことを明確に理解させる必要がある。

各学校においては、全校集会、学年集会等、適宜機会を捉えて注意喚起を実施するとともに、必要に応じて、地域の警察に講話を依頼するなどして、生徒が犯罪に加担しないよう未然防止に努める必要がある。

17 生徒指導規程について

生徒指導規程には、服装、頭髪、校内の生活に関する様々な内容が含まれるが、社会通念に照らして合理的と認められる範囲内で、生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、校長により制定される。

これらの生徒指導規程による指導については、ルールを守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けられた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、生徒が自分の事としてその意味を理解して自主的に校則を守るよう指導していくことが重要である。

また、定期的に点検を行い、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ必要に応じて、積極的に見直しを行う必要がある。

その見直しにおいては、生徒の学校生活に大きく影響を及ぼす場合もあることから、生徒や保護者等の学校関係者等から意見を聴取した上で定めていくことが必要である。

・「生徒指導規程の適切な運用について（通知）」令和2年12月23日付け教児生第367号

関連通知③

18　頭髪指導について

頭髪指導は、生徒が生来の髪の色に対して染色、脱色等で加工を加えるなどして規則に反した行為を行った場合の指導であり、その指導においては、下記の内容に留意する必要がある。

いわゆる「再登校指導」は、教育的な指導の範疇を超えた不当な懲戒と解釈されることがある。また、生徒の登校後は、学校に安全配慮義務が発生しており、保護者の合意を得ず下校させ事故に遭った場合は責任を問われることもある。

やむを得ず再登校指導を実施せざるを得ない場合は、その対応については、保護者へ丁寧に説明し、合意形成した上で対応する必要がある。また、出席できなかった授業等については、補習を行うなど適切に対応する必要がある。

いわゆる「地毛申請」については、生徒の生来の頭髪の状態に対して、学校が間違った指導を行わないために提出を求めるものと考えられる。しかし、生来の頭髪について証明を求めることは、「黒髪・直毛が普通である」という偏見を助長し、差別につながる恐れもあることから、その申請の提出については、任意または口頭での確認にするなど、配慮が必要である。

「頭髪用黒スプレーによる頭髪指導」については、生徒の人権侵害や精神的苦痛を与えることから適切ではない。しかし、各種行事や授業等において代替の措置が難しい場合など、事前の指導にも関わらず改善がなく、開始時間が迫っている等、止むを得ない状況の中で、本人及び保護者の同意により実施するものであり、真に必要な場合に限って行うものである。

・「生徒指導規程の適切な運用について（通知）」令和２年１２月２３日付け教児生第３６７号

19　生徒のアルバイトについて

アルバイトについては、学校外における行動のため各家庭の判断のもと提出された申請書等により学校が実態を把握していると考えられる。その業務は、一見すると問題のないアルバイト先に見えるが、異性に対して過剰接客サービスを求められるものや店舗を持たずに客を接客するものもあり、高校生が被害を受ける事案が発生している。

実際に、そのアルバイトが原因となり、児童買春等の性被害やストーカー被害にあったケースの報告もある。

各学校においては、家庭から提出された申請書等の内容を確認するとともに、生徒及び保護者に対しても業務内容における危険性について注意喚起する必要がある。

【担当】

教育振興部児童生徒安全課

生徒指導・いじめ対策室

千葉県相談関係機関一覧

児童相談所　（電話相談）月～金　９：００～１７：００　祝日・年末年始除く

中央児童相談所　０４３－２５２－１１５２　子供家庭１１０番（習志野・市原・八千代）

市川児童相談所　０４７－３７０－５２８６（市川・浦安・船橋）

松戸児童相談所　０４７－７１０－０２７０（松戸・鎌ケ谷）

柏児童相談所　０４－７１３４－４１５２（野田・流山・我孫子・柏）

印旛児童相談所　０４７６－９４－７５００

（成田・佐倉・四街道・八街・印西・白井・富里・印旛郡）

銚子児童相談所　０４７９－２３－００７６（銚子・旭・匝瑳・香取・香取郡）

東上総児童相談所　０４７５－２７－５５０７

（茂原・東金・勝浦・山武・いすみ・大網白里・山武郡・長生郡・夷隅郡）

君津児童相談所　０４３９－５５－３１００

（館山・鴨川・木更津・君津・富津・袖ケ浦・南房総・安房郡）

虐待の通告・相談　１８９　※最寄りの児童相談所へ繋がる　２４時間３６５日

児童相談所相談専用ダイヤル　０１２０－１８９－７８３（いちはやく　なやみ）

教育相談

子どもと親のサポートセンター　０１２０－４１５－４４６　相談専用　２４時間

全国共通　２４時間子供ＳＯＳダイヤル　０１２０－０－７８３１０（文部科学省）

心の健康、悩みの相談

千葉県こころセンター（県精神保健福祉センター）　月～金　祝日・年末年始除く

心の健康、精神疾患、依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）、ひきこもり、思春期精神保健など精神保健福祉全般　※千葉市を除く全県。来所相談は依存症とひきこもりのみ、要予約。

（１）こころの電話相談　０４３－３０７－３３６０　（９：００～１８：３０）

（２）依存症電話相談　０４３－３０７－３７８１　（９：３０～１６：３０）

（３）ひきこもり電話相談０４３－３０７－３８１２　（９：３０～１６：３０）

千葉いのちの電話（社会福祉法人）自殺をはじめとする精神的危機に直面する方

０４３－２２７－３９００　２４時間３６５日

フリーダイヤル　０１２０－７８３－５５６　毎月１０日　８：００～翌朝８：００

性犯罪・性暴力被害相談

ＮＰＯ法人　千葉性暴力被害支援センターちさと

ほっとこーる　０４３－２５１－８５００　２４時間対応

月～金：９：００～２１：００　土：９：００～１７：００　祝日・年末年始除く

※緊急（医療）支援は２４時間３６５日対応

公益社団法人　千葉犯罪被害者支援センター

０４３－２２２－９９７７　月～金　１０：００～１６：００　祝日・年末年始除く

犯罪防止の観点からの相談

県警少年センター（ヤング・テレホン）

少年や保護者からの非行や犯罪の被害に関する相談

０１２０－７８３－４９７（ナヤミヨクナル）

月～金　９：００～１７：００　祝日・年末年始を除く

犯罪被害全般の相談

公益社団法人　千葉犯罪被害者支援センター

０４３－２２５－５４５０　月～金　１０：００～１６：００　祝日・年末年始除く

発達障害に係る相談　月～土　９：００～１７：００　祝日・年末年始除く

千葉県発達障害者支援センター（ＣＡＳ千葉）

０４３－２２７－８５５７　（千葉市とＣＡＳ我孫子所管区域以外の地域）

千葉県発達障害者支援センター　東葛飾（ＣＡＳ我孫子）

０４－７１６５－２５１５（柏、松戸、野田、流山、我孫子、鎌ケ谷、印西、白井、栄）

外国人相談　**千葉県国際交流センター**　０４３－２９７－２９６６　※無料

生活上のさまざまな悩みについての相談・関連窓口のご案内

月～金　９：００～１２：００　１３：００～１６：００　祝日・年末年始除く

（対応言語）日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語

タガログ語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ヒンディー語、ロシア語 他

総合的な相談窓口

千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」

電話で相談員と話をしながら、悩みに適した専門機関の情報を得られる。

０４３－４２０－８０６６　　子ども・若者（概ね３９歳まで）や家族等を対象

火～日　１０：００～１７：００　年末年始・月曜日（祝日の場合火曜日）除く

インターネット上の書き込みなどの相談窓口

（総務省）インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内　参照

違法・有害情報相談センター　…　ネットトラブルの専門家に相談したい

誹謗中傷ホットライン　…　プロバイダ等に削除を促してほしい（民間機関）

セーフライン　…　有害情報も通報したい（民間機関）

関係法規･法令･資料一覧

いじめに関すること

- ○ **いじめ防止対策推進法**（文部科学省）
- ○ **生徒指導提要**（文部科学省）
- ○ **いじめの重大事態の調査に関するガイドライン**（文部科学省）
- ○ **いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について**（通知）
  （４文科初第２１２１号　令和５年２月７日付）
- ○ **いじめの重大化を防ぐための留意事項集**（こども家庭庁・文部科学省）
- ○ **いじめの重大化を防ぐための研修用事例集**（こども家庭庁・文部科学省）
- ○ **千葉県いじめ防止基本方針**
- ○ **いじめ防止指導資料集**（千葉県教育委員会）
- ○ **いじめ防止啓発リーフレット**（千葉県教育委員会）
- ○ **いじめ防止啓発カード**（千葉県教育委員会）

合理的配慮に関すること

- ○ **障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**（内閣府）
- ○ **障害者差別解消法リーフレット**（内閣府）
- ○ **障害者差別解消法の施行に向けて**（千葉県教育委員会）

その他

- ○ **「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル**（文部科学省）
- ○ **ＣＯＣＯＬＯプラン**（誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策）
  （文部科学省）（令和５年３月）
- ○ **環境基本法**（環境省）
- ○ **教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引**（文部科学省）
- ○ **インターネットトラブル事例集**（総務省）
- ○ **改正労働施策総合推進法**（厚生労働省）
- ○ **カスタマーハラスメント防止指針**（厚生労働省）

参考資料一覧

- ○ 【文部科学省】学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン
- ○ 【東京都】学校問題解決のための手引～保護者との対話を生かすために～
- ○ 【山口県】問題行動等対応マニュアル～児童生徒・保護者との信頼関係の一層の構築をめざして～
- ○ 【大阪府】学校・家庭・地域をつなぐ 保護者等連携の手引 ～子供たちの健やかな成長のために～
- ○ 【広島県】保護者、地域と学校の協力のために【保護者等対応事例集】
- ○ 【福井県】信頼ある学校づくりのための対応ナビゲーション
- ○ 【岐阜県】学校に対する過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアル
- ○ 【静岡県】学校における保護者等の対応に関する手引
- ○ 【鳥取県】保護者及び地域住民と学校とのより良い関係づくりのために～学校への意見や要望等への対応～
- ○ 【三重県】学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック

学校問題解決のための手引

令和８年１１月

編集・発行／千葉県教育委員会
（教育振興部児童生徒安全課学校問題解決支援班）
〒260-8662　千葉市中央区市場町１－１